

## 第 4 次葛飾区男女平等推進計画（素案）について

### 1 計画の位置づけ

本計画は、葛飾区男女平等推進条例第 8 条に基づき策定する計画であり、かつ「男女共同参画社会基本法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく市町村における基本的な計画に該当するものである。

### 2 計画期間

平成 2 4 年度から 2 8 年度までの 5 年間

### 3 計画の基本理念

葛飾区男女平等推進条例第 3 条

### 4 計画における重要な視点

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) あらゆる暴力の根絶
- (3) 意思決定過程への女性の参画

### 5 計画の基本目標及び課題

- (1) 男女がともに協力しあい、仕事も暮らしも楽しめるまち かつしか
  - ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
  - ②多様な働き方を支援する環境の整備
- (2) 男女がともに人権を尊重しあい、自分らしく生きることができるまち かつしか
  - ①あらゆる暴力の根絶
  - ②お互いの性の尊重と健康支援
- (3) 男女がともに平等意識をもって、個性と能力を発揮できるまち かつしか
  - ①男女平等意識の確立
  - ②あらゆる分野への男女の参画促進

## 6 パブリック・コメントの実施について

### (1) 意見提出期間

平成23年12月14日（水）～平成24年1月13日（金）

### (2) 閲覧場所

男女平等推進センター、区政情報コーナー、区民事務所（6カ所）、区民サービスコーナー（4カ所）、学び交流館（4カ所）、図書館（12カ所）の各窓口及び区ホームページ

### (3) 意見提出方法

郵送、ファクス、電子メール

### (4) 周知方法

広報かつしか12月15日号、区ホームページに掲載

# 第4次葛飾区男女平等推進計画【素案】 -概要版-

## 1 基本的な考え方

### 第4次葛飾区男女平等推進計画の策定にあたって

葛飾区は、平成8年（1996年）に第1次計画となる「男女平等社会実現かつしかプラン—葛飾区女性行動計画—」策定以後、5年ごとに「葛飾区男女平等推進計画（第2次）」、「葛飾区男女平等推進計画（第3次）」を策定し、男女平等推進のための施策を進めてきました。さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正を受け、平成21年（2009年）に「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」を策定するなど、配偶者暴力の防止及び被害者支援のための取組を充実させてきました。

区では、これまでの男女平等推進施策の取組状況及び平成22年（2010年）に実施した「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」結果を受け、第4次葛飾区男女平等推進計画を策定します。

### 計画の性格

- (1) 葛飾区男女平等推進条例の理念を実現するために、同条例第8条に基づき策定する計画です。
- (2) 「葛飾区男女平等推進計画（第3次）」を継承し、さらに発展させるために策定した計画です。
- (3) 広く区民の意見を取り入れ、地域社会の現状に合致させた計画です。
- (4) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。
- (5) この計画の【目標2の課題1と施策の方向1～4】は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」に該当し、「第2次葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」として位置づけます。
- (6) 国や東京都の計画及び取組との整合性を図った計画です。

## 推進期間

平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5年間とします。

## 基本理念(葛飾区男女平等推進条例第3条より)

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会（方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。）を保障されること。

2  
計  
画  
の  
体  
系

目標

目標1

フ・バランスの推進に向けた普及・啓発

男女が  
仕事も暮らしも  
誰かが仕事と家庭  
営むことができ  
(ワーク・ライ  
直しに関する企業への働きかけ  
てや介護への参画支援

環境の整備

の就労支援

に応じた働き方への支援

の未然防止

の早期発見の推進

目標2

男女がとも  
自分らしく生きるの充実

男女が互いの人格  
からだも健康に暮  
社会の実現に向け  
力防止に向けた取組

じた健康支援と性教育の充実

の向上

目標3

視点に立った意識改革の推進

男女がとも  
個性と能力を身  
育の推進と生涯学習の充実

男女があらゆる  
反映された活  
意識の改革や男女  
発揮支援  
決定過程への女性の参画推進

の参画促進

センター機能の充実

計画の推進 計画の進捗管理

啓発

男  
等との協働

※点線内は、「第2次葛飾区配偶者暴力の  
ための計画」に該当します。



### 3 計画の内容

#### 目標1

男女がともに協力しあい、  
仕事も暮らしも楽しめるまち かつしか

～誰もが仕事と家庭を大切にしたい質の高い暮らしを営むことができるよう、  
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。～

#### 課題1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

##### ○施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

一人ひとりのライフスタイルや、就職・結婚・出産・退職など人生の各段階に応じた生活を充実できるよう、ワーク・ライフ・バランスの意義を子どもも含めて広く区民に周知し、理解を深めるための取組を行います。

《計画事業》ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発 など

##### ○施策の方向2 働き方の見直しに関する企業への働きかけ

ワーク・ライフ・バランス推進には、企業の意識改革が重要です。長時間労働の是正など、誰もが働きやすい職場環境を整備することは、その企業が求める多様な人材の確保・定着や企業イメージの向上につながります。このようなメリットについて、さまざまな機会に企業向けの啓発を行うほか、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を支援します。

《計画事業》企業向け仕事と生活の調和応援事業、企業向けセミナー など

##### ○施策の方向3 男性の子育てや介護への参画支援

男女ともこれまでの働き方を見直し、家事・育児・介護などをともに担っていくことが大切です。特に男性に向けて、充実した家庭生活を送ることができるきっかけづくりを進めます。

《計画事業》男性の家庭生活参画・ネットワークづくり支援 など

#### 課題2 多様な働き方を支援する環境の整備

##### ○施策の方向1 保育・介護環境の整備

仕事と子育て・介護の両立支援のための環境整備、高齢者や障害のある人が安全で安心して暮らすための環境整備を進めます。

《計画事業》保育園の多様な保育サービスの充実、在宅介護支援事業 など

## ○施策の方向2 女性のための就労支援

希望する女性が出産や育児などで離職することなく継続して働けるよう、また一時離職した女性の再就職などの支援に取り組みます。

また、生活上さまざまな困難のある女性への支援を進めます。

《計画事業》資格取得支援、女性のためのしごと相談【新規】 など

## ○施策の方向3 個人の希望に応じた働き方への支援

だれもが、それぞれの希望に応じた多様な働き方を選択できるよう、資格取得や起業に向けた支援を行います。

《計画事業》企業・区民向け情報誌等による啓発及び雇用促進事業 など

## 目標2

**男女がともに人権を尊重しあい、  
自分らしく生きることができるまち かつしか**

～男女が互いの人権を尊重し、生涯にわたって心もからだも健康に暮らす  
ことができる、暴力のない社会の実現に向けて地域全体で取り組みます。～

**課題1 あらゆる暴力の根絶** ※施策の方向1～4は「第2次葛飾区DV計画」に該当します。

## ○施策の方向1 配偶者暴力の未然防止

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を、さまざまな機会をとらえて啓発します。特に将来、子どもたちが新たな被害者・加害者とならないよう、家庭・地域・学校の場で、暴力は決して許さないという意識づくりへの予防啓発に取り組みます。

《計画事業》「女性に対する暴力をなくす運動」の推進、若年層に向けた啓発 など

## ○施策の方向2 配偶者暴力の早期発見の推進

医師や保健医療関係者、学校、幼稚園、保育所、民生委員・児童委員、福祉関係者等は、日常業務を通じて配偶者暴力に気づきやすい立場にあります。これら関係者が、暴力を早期に発見し、配偶者暴力の特性を十分に理解した上で、被害者の安全に配慮しながら適切な対応が図れるよう、情報提供や研修の実施をします。

《計画事業》医療・福祉関係者等への早期発見に向けた周知・啓発 など

### ○施策の方向3 相談の充実

被害者本人や、周囲で配偶者暴力に気づいた人が、すぐに相談につながられるよう、配偶者暴力の相談場所の周知徹底を図ります。特に、若い世代の女性も気軽に相談ができるよう、インターネットなどの媒体を活用したPRを進め、誰もが相談しやすい環境整備を進めます。

《計画事業》配偶者暴力相談支援センター機能の検討・整備【新規】 など

### ○施策の方向4 被害者支援の充実

被害者やその子どもの安全を最優先にしながら、本人の意思を尊重した支援を行うため、被害者支援に従事する職員の資質の向上に努め、各関係機関との連携を進めます。また、区の窓口職員、福祉関係職員等の研修を充実し、配偶者暴力の正しい知識の啓発や二次被害防止に努めます。さらに、被害者をサポートするボランティアの育成・支援など、地域の中で被害者の支援に関わる人々を増やすための取組を行います。

《計画事業》被害者情報の適切な取り扱い、民間グループの育成・支援【新規】 など

### ○施策の方向5 あらゆる暴力防止に向けた取組

性別や年代・障害の有無・国籍を問わず全ての人に対して、セクシュアル・ハラスメントや性暴力・児童虐待等、あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発のほか、さまざまな取組を進めていきます。

《計画事業》人権啓発紙による啓発、犯罪被害者支援のための取組【新規】 など

## **課題2 お互いの性の尊重と健康支援**

### ○施策の方向1 各年代に応じた健康支援と性教育の充実

男女ともに生涯を通じて健康に暮らしていけるよう、健康増進や病気の予防と早期発見のための環境整備に努めます。

また、女性が妊娠や出産などについて自ら意思決定できるよう、性と生殖に関する健康と権利への支援を推進し、子どもの成長発達に応じた性教育を充実させます。

《計画事業》「性と生殖に関する健康と権利」に関する事業 など

### ○施策の方向2 メディア・リテラシーの向上

人権尊重や男女平等の視点に立って、一人ひとりがメディアからの情報を正しく選択・活用できる能力を身につけられるよう、メディア・リテラシーのさらなる向上を図り、情報モラルの普及・啓発を進めます。

《計画事業》メディア・リテラシー向上に向けた講座 など

### 目標3

## 男女がともに平等意識をもって、 個性と能力を発揮できるまち かつしか

～男女があらゆる分野で活躍し、多様な意見が反映された活力ある  
地域社会となるよう、意識の改革や男女の参画に向けて取り組みます。～

### 課題1 男女平等意識の確立

#### ○施策の方向1 男女平等の視点に立った意識改革の推進

未だに根強く残っている固定的性別役割分担意識の解消と、男女平等についての理解をより深めるような広報・啓発活動を進めます。

《計画事業》男女平等推進センターまつり(パルフェスタ)、啓発紙等の発行 など

#### ○施策の方向2 男女平等教育の推進と生涯学習の充実

学校教育と同時に、子どもたちを育む家庭や地域の中でも男女平等の視点に立った学習を進めるなど、地域全体で男女平等意識の形成に向け取り組みます。

また幅広く区民を対象とした生涯学習の場においても、男女平等意識を高めるための学習機会をより充実させます。

《計画事業》学校における男女平等にかかわる適正な指導、かつしか区民大学 など

### 課題2 あらゆる分野への男女の参画促進

#### ○施策の方向1 女性の能力発揮支援

女性が自信を持ってあらゆる分野で活躍できるよう、その意欲を高め能力を伸ばしていくための取組を進めます。

《計画事業》固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成【新規】 など

#### ○施策の方向2 政策・方針決定過程への女性の参画推進

審議会等委員の男女バランスに配慮し、女性が意思決定過程に積極的に参画できる環境づくりを推進します。

《計画事業》審議会等への女性の積極的な登用 など

#### ○施策の方向3 地域活動への参画促進

地域活動において男女がともに活躍できるよう、また幅広い世代の男女が新たな活動を進めるためのきっかけづくりや支援を行います。

《計画事業》地域活動への女性の参画の働きかけ、ボランティア活動推進事業 など

計画の  
推進

## 男女平等推進のために

～男女平等社会の実現に向け、全庁を挙げて一体的に取り組みます。～

### 推進体制の強化に向けた取組

#### ○男女平等推進センター機能の充実

男女平等社会の実現に向け、男女平等の拠点である男女平等推進センターがより多くの区民に活用されるよう、各種講座や研修、女性のための相談機能と活動団体への支援事業を充実させます。また、この男女平等推進計画を区民と共有し推進できるよう、広く周知に努めます。

《計画事業》各種相談における一時保育事業【新規】 など

#### ○男女平等推進計画の進捗管理

男女平等社会の実現は区の理念であり、男女平等推進のための施策は全庁的に取り組む必要があります。男女平等推進本部を中心とした庁内組織の連携を強化し、施策の進捗状況を目に見える形で管理するとともに、条例設置の葛飾区男女平等推進審議会において評価します。また、課題ごとに数値目標を設定し、計画の成果をわかりやすく公開します。

《計画事業》数値目標の設定による進捗管理【新規】 など

#### ○区職員の意識啓発

区は男女平等社会の実現に向けて先導的な役割を果たす必要があります。区職員の男女平等意識の啓発、配偶者暴力被害者への二次被害防止のための研修など、さまざまな取組を行い、男女平等意識の理解をより深めます。

《計画事業》職員を対象とした男女平等研修 など

#### ○区民・民間団体等との協働

男女平等推進に向けた取組は、区民や企業、地域活動団体、NPO団体、大学等の機関との連携・協働が不可欠です。区は、区民やこれらの機関と連携し、より効果的な啓発事業を進めます。

《計画事業》大学、NPO等との交流・連携 など

### 国・都等との連携

男女平等社会の実現に向けた取組は、区だけでは解決できない課題が多く存在しており、法や制度の整備、規制等は、国・東京都など関係機関との協力が必要となります。また、他自治体や東京都との情報交換を積極的に行うなど、連携を密に取り組みます。

《計画事業》男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請

# 葛飾区男女平等推進条例（抜粋）

平成16年4月1日施行

第1条 この条例は、男女平等社会の推進に関し、基本理念を定め、葛飾区（以下「区」という。）、区民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、区の基本的な施策を定めることにより、すべての区民が、多様な生き方を選択し、協力し合い、豊かな家庭生活や社会生活を営むことができる地域社会を築くことを目的とする。

第3条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念（次条において「基本理念」という。）に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員としてその意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会（方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。）を保障されること。

第4条 区は、基本理念に則り、男女平等社会を推進するための施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

第5条 区民は、男女平等社会についての理解を深め、その推進に向けて取り組むように努めるものとする。

第6条 事業者等は、事業活動又は社会的活動（次条第4号において「事業活動等」という。）を行うに当たり、男女平等社会についての理解を深め、その推進に向けて取り組むように努めるものとする。

第7条 区は、男女平等社会を推進するため、次に掲げる施策（以下「男女平等推進施策」という。）を行うものとする。

- (1) 男女平等社会の推進に必要な事項の調査研究、普及及び広報に関する施策
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすための支援に関する施策
- (3) 男女が、性別にかかわらず、区の審議会等の委員に登用され、区政に参画するための施策

- (4) 男女が、性別にかかわらず、事業者等が行う事業活動等において適正な評価を受け、その意欲と能力に応じて、事業活動等に参画するための施策
- (5) 女性の社会的、精神的及び経済的自立の支援に関する施策
- (6) 家庭内等において、配偶者等に対し著しい身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を防止するための施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、男女平等社会を推進するために必要な施策

第8条 区長は、男女平等推進施策を総合的に進めるための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、推進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、区民及び事業者等の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるとともに、葛飾区男女平等推進審議会に諮問しなければならない。

3 区長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

4 区長は、推進計画の進捗<sup>ちよく</sup>状況について、毎年1回、葛飾区男女平等推進審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第9条 男女平等推進施策を推進するため、区長の附属機関として、葛飾区男女平等推進審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

第15条 男女平等社会の推進を阻害する事項に関し区民から申立てのあった苦情（次条において「苦情」という。）を適正に処理するため、区長の附属機関として、葛飾区男女平等苦情調整委員会（以下この章において「苦情調整委員会」という。）を置く。

# 第4次葛飾区 男女平等推進計画

素案

平成24年度 ~ 平成28年度  
(2012年) (2016年)

葛 飾 区

# 目 次

1	基本的な考え方	
	第4次葛飾区男女平等推進計画の策定にあたって	1
	計画の性格	3
	推進期間	3
	基本理念（葛飾区男女平等推進条例第3条より）	5
2	計画の体系	6
3	計画の内容	
	目標1：男女がともに協力しあい、 仕事も暮らしも楽しめるまち かつしか	
	課題1：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	7
	課題2：多様な働き方を支援する環境の整備	11
	目標2：男女がともに人権を尊重しあい、 自分らしく生きることができるまち かつしか	
	課題1：あらゆる暴力の根絶	15
	課題2：お互いの性の尊重と健康支援	22
	目標3：男女がともに平等意識をもって、 個性と能力を発揮できるまち かつしか	
	課題1：男女平等意識の確立	25
	課題2：あらゆる分野への男女の参画促進	29
	計画の推進：男女平等推進のために	
	推進体制の強化に向けた取組	32
	国・都等との連携	33
4	計画事業体系図・事業一覧	
	計画事業体系図	35
	計画事業一覧	41
5	課題ごとの数値目標	50

# 1 基本的な考え方

## 第4次葛飾区男女平等推進計画の策定にあたって

### 1 葛飾区における男女平等推進の取組

葛飾区では、平成元年（1989年）に区の女性問題解決に向けた拠点として、「葛飾区女性センター」を設置しました。平成8年（1996年）には第1次となる「男女平等社会実現かつしかプラン—葛飾区女性行動計画—」を策定し、以後、「葛飾区男女平等推進計画（第2次）」を経て、現在は平成19年（2007年）に策定した「葛飾区男女平等推進計画（第3次）」により葛飾区男女平等推進のための施策を進めてきました。平成16年（2004年）には、葛飾区男女平等推進条例を施行し、女性も男性も積極的に男女平等社会づくりに参画できるよう、葛飾区女性センターの名称を「葛飾区男女平等推進センター」と改めています。

また葛飾区では、配偶者暴力（DV）防止のための事業として「女性に対する暴力相談（DV相談）」、DV関係機関連絡会等を早くから実施してきたところです。さらに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正を受け、平成21年（2009年）に「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」を策定するなど、被害者支援のための取組を充実させてきました。

現在進行中の「葛飾区男女平等推進計画（第3次）」における122の計画事業については、廃止事業が4事業あるものの、新たに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための事業等3事業を加えるなど、おおむね順調に推進しているところです。

平成22年（2010年）には、第4次葛飾区男女平等推進計画を策定する基礎資料とするとともに、男女平等推進施策に役立てていくため「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（以下「区意識調査」という。）を実施しました。

## 2 第4次計画における重要な視点

葛飾区では、葛飾区男女平等推進条例でうたわれている「男女が、生まれながらに持つ身体の違いを認めつつも、互いに人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合う男女平等社会」を実現するため、男女平等推進施策を進めています。

しかし、葛飾区の政策・方針などの意思決定の場への女性の参画は徐々に進んではいるものの、参画率としては区の目標としている30%に届かず、女性の意見を反映できる機会は未だに少ない状況にあります。行政サービスを受ける区民の半数は女性です。区の政策に女性の視点を取り入れ、区民のニーズに沿ったサービスを提供していくため、より一層女性の参画を推進することが求められます。

また、働く女性の6割は妊娠・出産時に仕事を辞めていたり、働いている女性の2人に1人は雇用形態（非正規・パート等）に課題があるなど、働く場における男女共同参画も十分に進んでいない状況にあります。区意識調査においても、特に、子育てや介護に関するハード面やサービスの充実を求める区民が多いことから、仕事と育児、介護の両立支援施策をさらに進める必要があります。また区意識調査では、ハード面の整備だけでなく、これまでの働き方や意識を変える必要性についての意見が多く、ワーク・ライフ・バランスを推進するための意識啓発が求められています。

さらに、女性に対するあらゆる暴力の根絶のための取組の重要性は増しています。葛飾区では、平成21年（2009年）に策定した「配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」に基づき、主に相談や啓発活動に取り組んできました。しかし区意識調査では、DV被害を受けた女性のうち、相談したとの回答が約4割にとどまっています。より一層のDV相談窓口等の周知の充実及び「家庭内であれ暴力は犯罪である」という暴力防止のための意識啓発を進める必要があります。

葛飾区では、これらの課題に対し、総合的かつ計画的に施策を進めていくため、第4次葛飾区男女平等推進計画を策定します。

さまざまな世代に向けて計画のより一層の周知を図りながら、男女平等社会の実現に向けて施策に取り組みます。

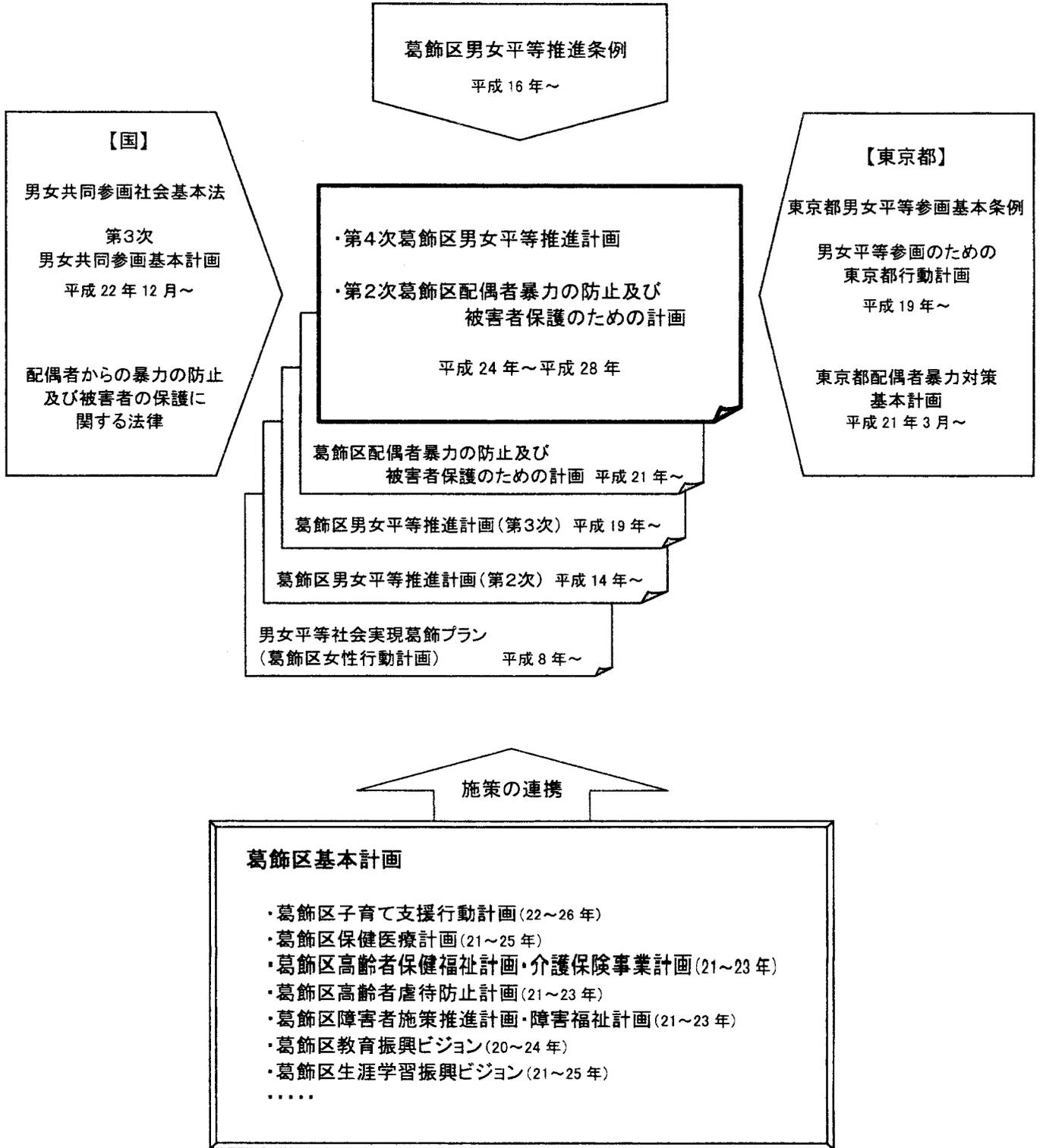
## 計 画 の 性 格

- (1) 葛飾区男女平等推進条例の理念を実現するために、同条例第8条に基づき策定する計画です。
- (2) 「葛飾区男女平等推進計画（第3次）」を継承し、さらに発展させるために策定した計画です。
- (3) 広く区民の意見を取り入れ、地域社会の現状に合致させた計画です。
- (4) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。
- (5) この計画の【目標2の課題1と施策の方向1～4】は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」に該当し、「第2次葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」として位置づけます。
- (6) 国や東京都の計画及び取組との整合性を図った計画です。

## 推 進 期 間

平成24年度（2013年度）から平成28年度（2017年度）までの5年間とします。

**【葛飾区男女平等推進計画の位置付け】**



## 基本理念（葛飾区男女平等推進条例第3条より）

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会（方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。）を保障されること。



2  
計  
画  
の  
体  
系

目標

目標1

フ・バランスの推進に向けた普及・啓発

男女がと  
仕事も暮らしも  
直しに関する企業への働きかけ  
てや介護への参画支援

誰もが仕事と家庭  
営むことができ  
(ワーク・ライフ  
環境の整備

の就労支援

に応じた働き方への支援

の未然防止

の早期発見の推進

目標2

男女がとも  
自分らしく生きる  
の充実

男女が互いの人権  
からだも健康に暮  
社会の実現に向け  
の防止に向けた取組

じた健康支援と性教育の充実

ラシーの向上

目標3

視点に立った意識改革の推進

男女がとも  
個性と能力を  
育の推進と生涯学習の充実

男女があらゆる  
反映された活  
意識の改革や男女  
発揮支援  
決定過程への女性の参画推進

の参画促進

センター機能の充実

計画の推進 計画の進捗管理

啓発

男  
等との協働

※点線内は、「第2次葛飾区配偶者暴力の  
ための計画」に該当します。



### 3 計画の内容

#### 目標 1 : 男女がともに協力しあい、 仕事も暮らしも楽しめるまち かつしか

誰もが仕事と家庭を大切にしたい質の高い暮らしを営むことができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※1）を推進します。

#### 課題 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事の充実と仕事以外の生活の充実をともに実現することは、人間らしく豊かな生活を送るうえで必要なことであり、男女がともに多様な働き方、生き方が選択できる社会をつくることです。

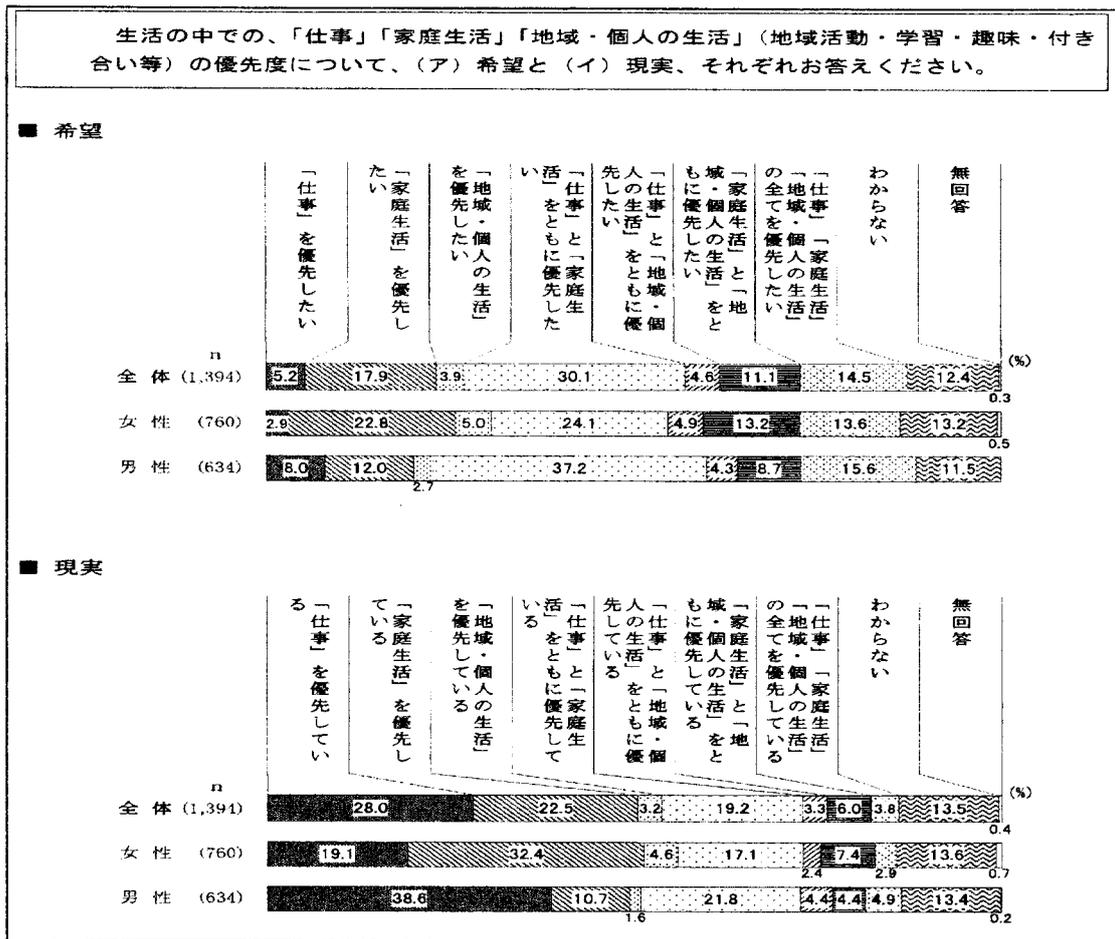
しかし「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（以下、「区意識調査」という。）では、男女とも「仕事と家庭生活をともに優先したい」という希望が一番多いものの、現実には男性は「仕事」を、女性は「家庭生活」を優先しており、男女ともに生活の中での優先度では希望と現実に大きなギャップがあります（図1）。また、男女の不平等を感じる点として「家事や育児のほとんどを女性が担っていること」を女性が、「男性が仕事に追われ、家事・育児等家庭生活にかかわりにくいこと」を男性が多く挙げており、男女がこれまでの働き方や生き方を見直すためにも、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります（図2・図3）。

また、ワーク・ライフ・バランスは行政の取組のみで実現できるものではなく、とりわけ企業における取組が重要です。企業がワーク・ライフ・バランス推進に取り組むことにより、男女の別なく誰もが働きやすい職場環境の整備、優秀な人材の確保・定着、企業のイメージ向上といった効果が期待されます。企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて、より周知する必要があります。

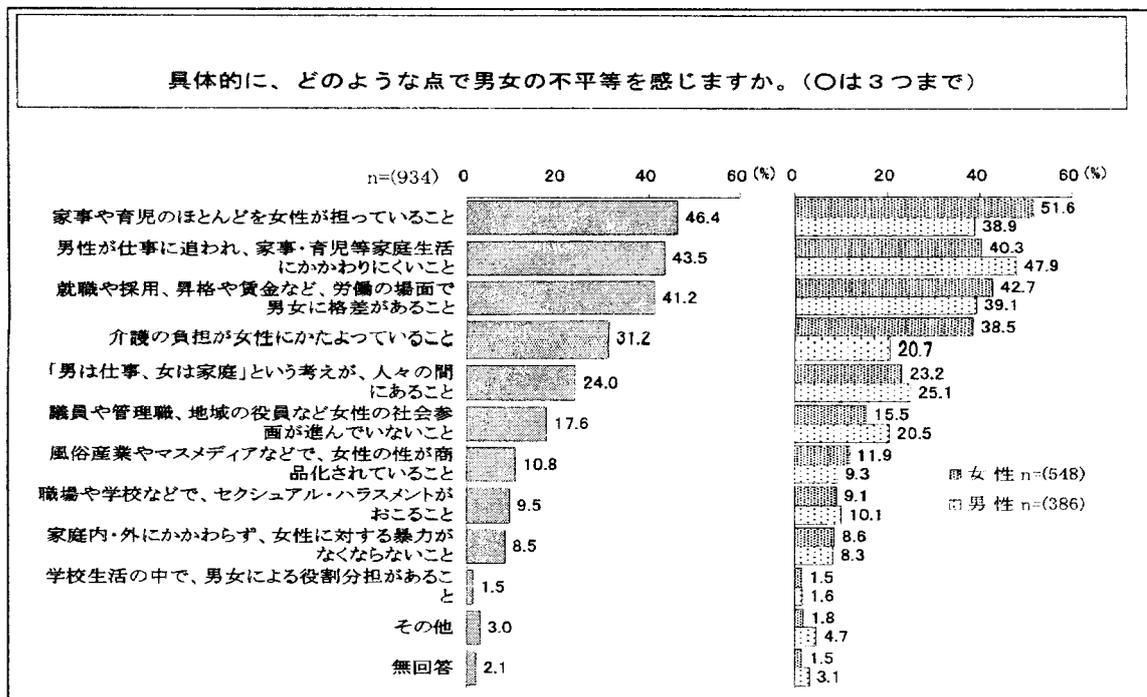
明日を担う子どもたちが、将来生きがいや働きがいを感じ、自分らしく生きることができるよう、今、社会全体でワーク・ライフ・バランスを推進することが求められています。

（※1）ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できる状態をいいます。

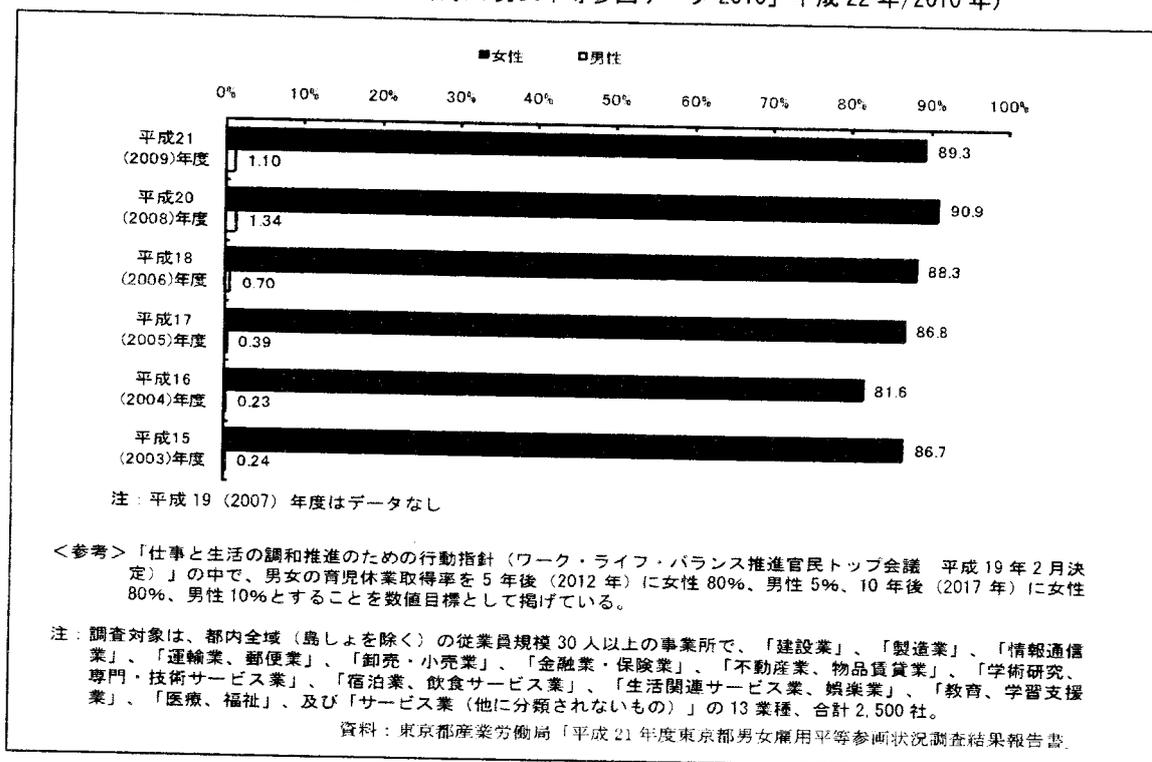
《図1》生活の中の優先度の希望と現実（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年）



《図2》男女不平等を感じる点（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年）



《図3》 育児休業取得率の推移（「東京の男女平等参画データ 2010」平成22年/2010年）



### 施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

一人ひとりのライフスタイルや、就職・結婚・出産・退職など人生の各段階に応じた生活を充実できるよう、ワーク・ライフ・バランスの意義を子どもも含めて広く区民に周知し、理解を深めるための取組を行います。

取組	取組内容	所管課
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発	<p>さまざまな世代を対象に、ワーク・ライフ・バランスへの関心と理解を深めるための活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会</li> <li>・葛飾区職員次世代育成支援計画 第二期(特定事業主行動計画)に基づく仕事と生活の調和の推進</li> </ul>	<p>人権推進課 人事課</p>

## 施策の方向2 働き方の見直しに関する企業への働きかけ

ワーク・ライフ・バランス推進には、企業の意識改革が重要です。長時間労働の是正など、誰もが働きやすい職場環境を整備することは、その企業が求める多様な人材の確保・定着や企業イメージの向上につながります。このようなメリットについて、さまざまな機会に企業向けの啓発を行うほか、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を支援します。

取組	取組内容	所管課
企業の職場環境の整備に向けた支援	<p>企業を対象としたワーク・ライフ・バランスに関するさまざまな活動に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業向け仕事と生活の調和応援事業</li> <li>・企業向けセミナー</li> <li>・事業所向け啓発誌の発行</li> <li>・企画講座(企業向け)</li> </ul>	<p>人権推進課 産業経済課</p>

## 施策の方向3 男性の子育てや介護への参画支援

男女ともこれまでの働き方を見直し、家事・育児・介護などをともに担っていくことが大切です。特に男性に向けて、充実した家庭生活を送ることができるきっかけづくりを進めます。

取組	取組内容	所管課
男性の家事・育児・介護への参画支援	<p>男性の家庭生活参画を促すための情報提供や、実践的な講座などを行います。また、参加者同士による情報交換等、ネットワークづくりに向けて支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発</li> <li>・男性の家庭生活参画・ネットワークづくり支援</li> <li>・ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業</li> </ul>	<p>人権推進課 関係各課 福祉管理課</p>

## 課題2 多様な働き方を支援する環境の整備

長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、正社員以外の労働力を求める企業が増える中、正社員は依然として長時間労働を強いられている状況が続いています。また、共働き世帯が被用者世帯の過半数を占めるようになっていますが、男性を主たる稼ぎ手とする社会の制度はこうした変化への対応が十分にできているとはいえません。一方で、少子高齢化による労働人口の減少により、これまで以上に女性や高齢者の活躍が期待されているところです。

葛飾区の女性の労働力率を見ると、「M字カーブ」(※2)の底に当たる部分は東京都よりも高く、その後の値は国よりも高いことから、再就職する女性が多く、しかも長期にわたって働いていることがわかります(図4)。

区意識調査では、望ましい女性の働き方として、子育ての時期は仕事を辞め、子どもが大きくなってからの再就職を望む意見が男女とも多く(図5)、仕事を中断した女性の再就職への支援が求められています。また、仕事と子育て・介護などの両立支援を望む声は多く、安心して仕事を続けながら子育て・介護ができる環境整備が求められます(図6)。

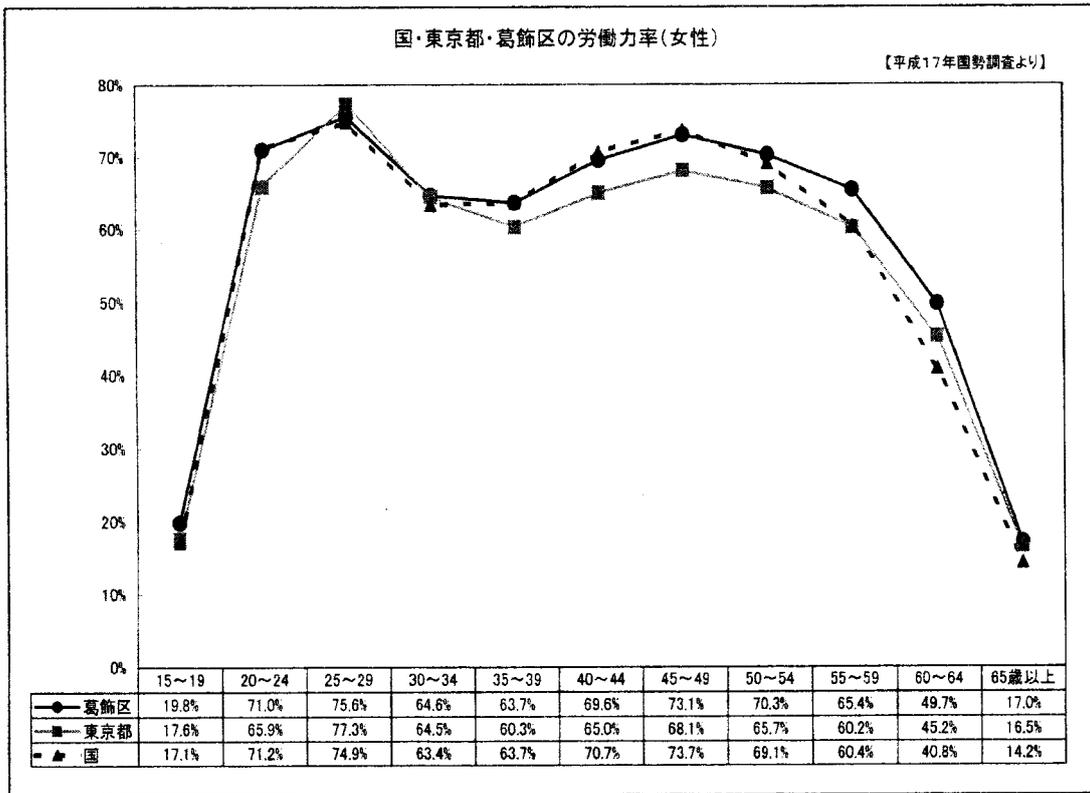
男女の就労に関して、国は男女雇用機会均等法を平成19年(2007年)に改正し、新たに男女双方に対する差別の禁止や、事業主のポジティブ・アクション(※3)などを盛り込みました。しかし、女性の多くは未だに雇用の場における男女格差を感じており、出産・育児等に伴う離職によるキャリアの中断や再就職の難しさなど、希望する働き方の選択肢が限られています。

男女の収入格差やパート・派遣という不安定雇用の増加等、社会構造に課題があることを踏まえ、女性の自立に向けた力を高める支援とともに、セーフティネットを含めた生活上の支援も求められています。

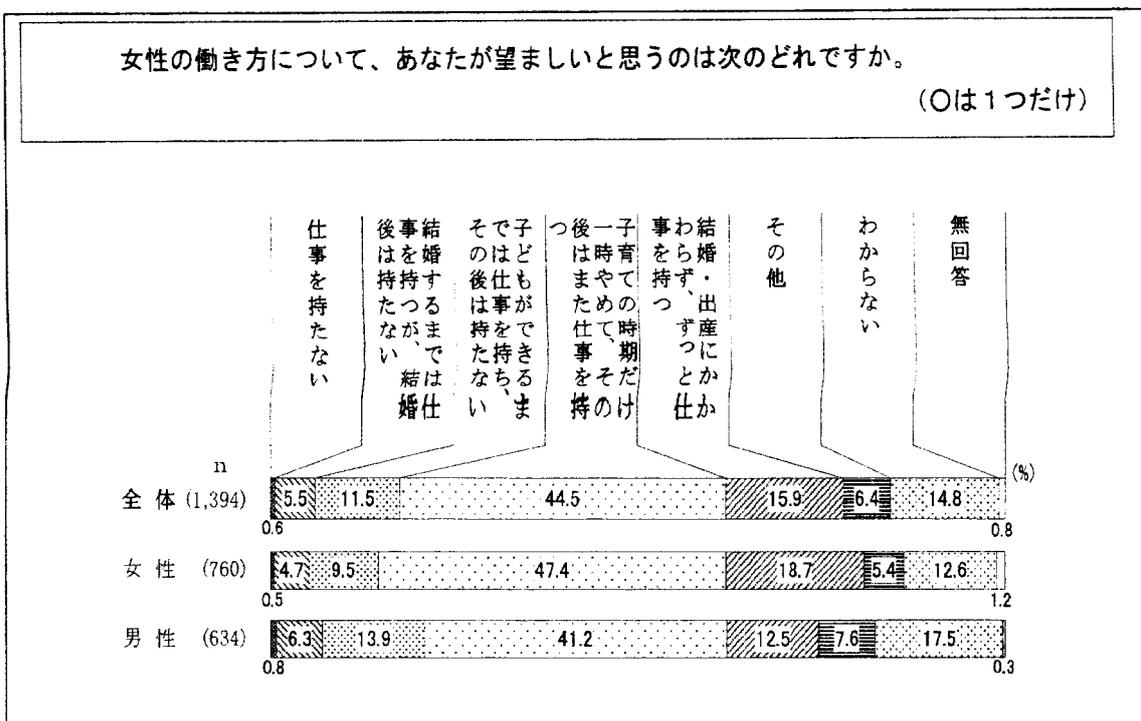
(※2) M字カーブ：日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になります。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにあります。なお、国際的にみると、台形型に近くなっている国が多くあります。

(※3) ポジティブ・アクション：固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から「営業職に女性がほとんど配置されていない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

《図4》 国・東京都・葛飾区の年齢階級別労働力率（女性）（平成17年国勢調査より）

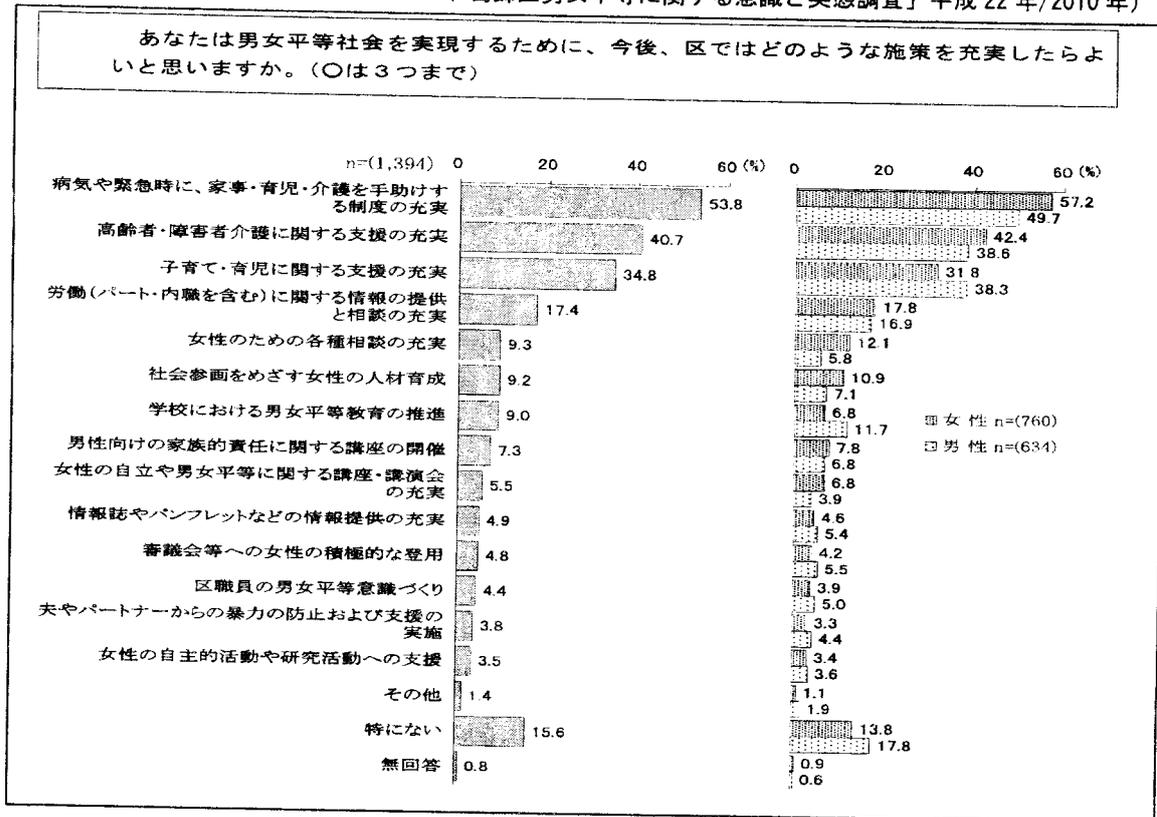


《図5》 望ましい女性の働き方（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年）



《図6》 男女平等社会実現のために充実すべき施策

(「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年)



### 施策の方向 1 保育・介護環境の整備

仕事と子育て・介護の両立支援のための環境整備、高齢者や障害のある人が安全で安心して暮らすための環境整備を進めます。

取組	取組内容	所管課
保育園・学童保育クラブの環境整備	働く男女が安心して仕事と子育てを両立できるよう、また、子どもが安全に過ごせるよう、保育施設の環境整備を進めます。 ・保育園の多様な保育サービスの充実 ・学童保育クラブ事業の充実	子育て支援課 保育管理課
介護環境の整備	働く男女が安心して仕事と介護を両立できるよう、また、介護される人も安心して過ごせるよう、介護環境の整備を進めます。 ・在宅介護支援事業 ・高年齢者施設の整備支援 ・障害者の日中活動の支援 ・介護サービスの適切な提供の推進 ・しあわせサービス事業	高齢者支援課 介護保険課 福祉管理課(社会福祉協議会) 障害福祉課
子育て支援サービスの充実	父親も母親も安心して子育てができるよう、さまざまな子育て支援に関するサービスの充実を図ります。 ・のびのびひろば事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・ショートステイ・トワイライトステイ事業 ・子育て講座(家庭教育講座) ・子育て・育児グループの育成支援 ・家庭教育応援制度	育成課 子ども家庭支援課 地域教育課

### 施策の方向2 女性のための就労支援

希望する女性が出産や育児などで離職することなく継続して働けるよう、また一時離職した女性の再就職などの支援に取り組みます。

また、生活上さまざまな困難のある女性への支援を進めます。

取組	取組内容	所管課
女性の就労に向けた支援	働きたい女性の就職・再就職に向けて、さまざまな角度からの支援を行います。 ・資格取得支援 ・再就職講座 ・女性のためのしごと相談【新規】	産業経済課 人権推進課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が安心して生活できるよう支援します。 ・母子家庭の母の就労支援事業 ・ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業《再掲》	子育て支援課 福祉管理課

### 施策の方向3 個人の希望に応じた働き方への支援

だれもが、それぞれの希望に応じた多様な働き方を選択できるよう、資格取得や起業に向けた支援を行います。

取組	取組内容	所管課
多様な働き方に関する情報提供・支援	個人の希望に応じた働き方を実現するための情報提供や支援を行います。 ・企業・区民向け情報誌等による啓発及び雇用促進事業 ・資格取得支援《再掲》 ・開業セミナー ・障害者就労支援事業	産業経済課 障害福祉課

## 目標 2 : 男女がともに人権を尊重しあい、 自分らしく生きることができるまち かつしか

男女が互いの人権を尊重し、生涯にわたって心もからだも健康に暮らすことができる、暴力のない社会の実現に向けて地域全体で取り組みます。

### 課題 1 あらゆる暴力の根絶

配偶者暴力（※4）は、人間の尊厳をも傷つける重大な人権侵害行為です。「暴力」とは、身体的なものだけでなく、心を傷つけることや精神的に支配することも含みます。配偶者暴力は配偶者間にとどまらず周囲の者にも及ぶ場合があります、特に子どもへの暴力は深刻です。直接的な暴力を受けるだけでなく、その現場を目撃すること、暴力を受けた母親がそのはけ口として子どもに対して身体的・心理的暴力をふるう、ネグレクト（※5）するなど、配偶者暴力と児童虐待は密接な関係にあります。また、若年層を中心とする交際相手からの暴力（デートDV）も問題になっています。

配偶者暴力に関する相談は年々増加し、特に区市町村における相談件数の増加は著しいものがあります（図7）。しかし区意識調査では、何らかの被害を受けたと回答した女性は4割に達していますが、そのうちの5割以上が「相談しなかった（できなかった）」と回答し、被害を受けても公的な機関への相談につながりにくいことがわかります（図8・9）。また、配偶者暴力の防止及び被害者支援のために必要なこととして、配偶者暴力防止の意識啓発と緊急時の対応が多く挙げられています（図10）。

被害者支援においては、早期発見から通報・相談・一時保護・生活再建に至るまで、各段階における適切な対応と本人の意思を尊重した支援を行い、被害者が安全で安心した生活を送れることが重要となります。被害者は、生活や就業、子どものことなど複合的な課題を抱えていることが多いことから、関係機関との連携を強化し、切れ目のないきめ細やかな支援を充実させる必要があります。

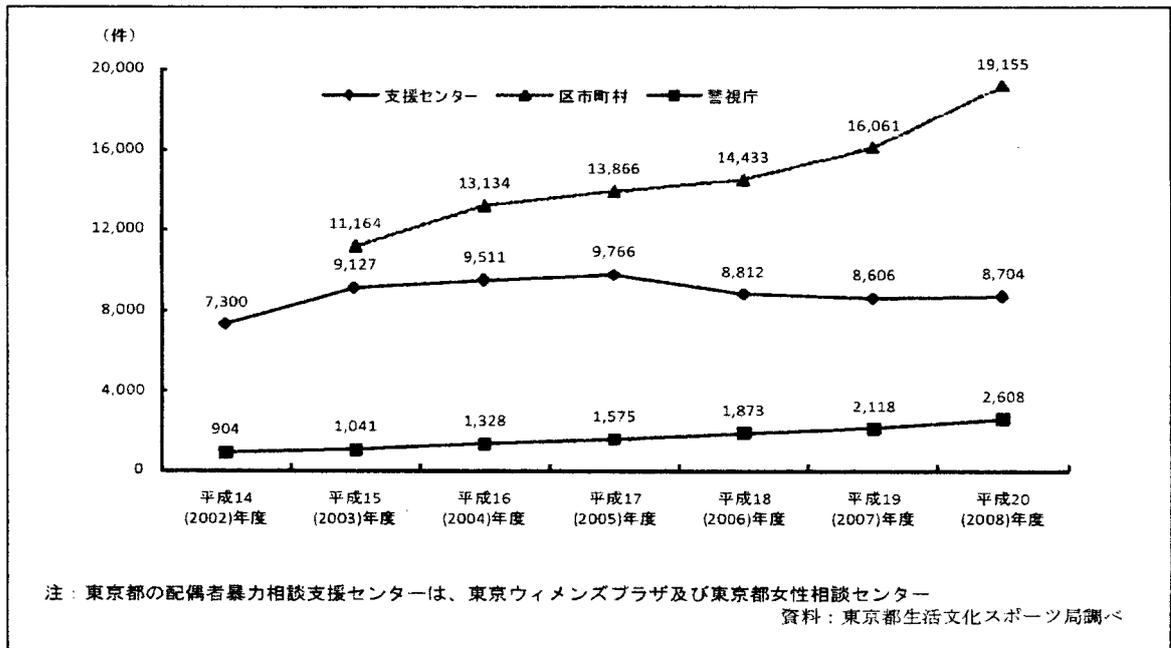
配偶者暴力だけでなく、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性暴力、児童虐待や高齢者虐待等、あらゆる暴力の防止に対する啓発は、さまざまな機会をとらえて進めていくことが重要です。

男女がともに人権を尊重しあい、全ての人が安心して暮らせる社会を実現するため、あらゆる暴力の根絶に向け、全力で取り組むことが求められます。

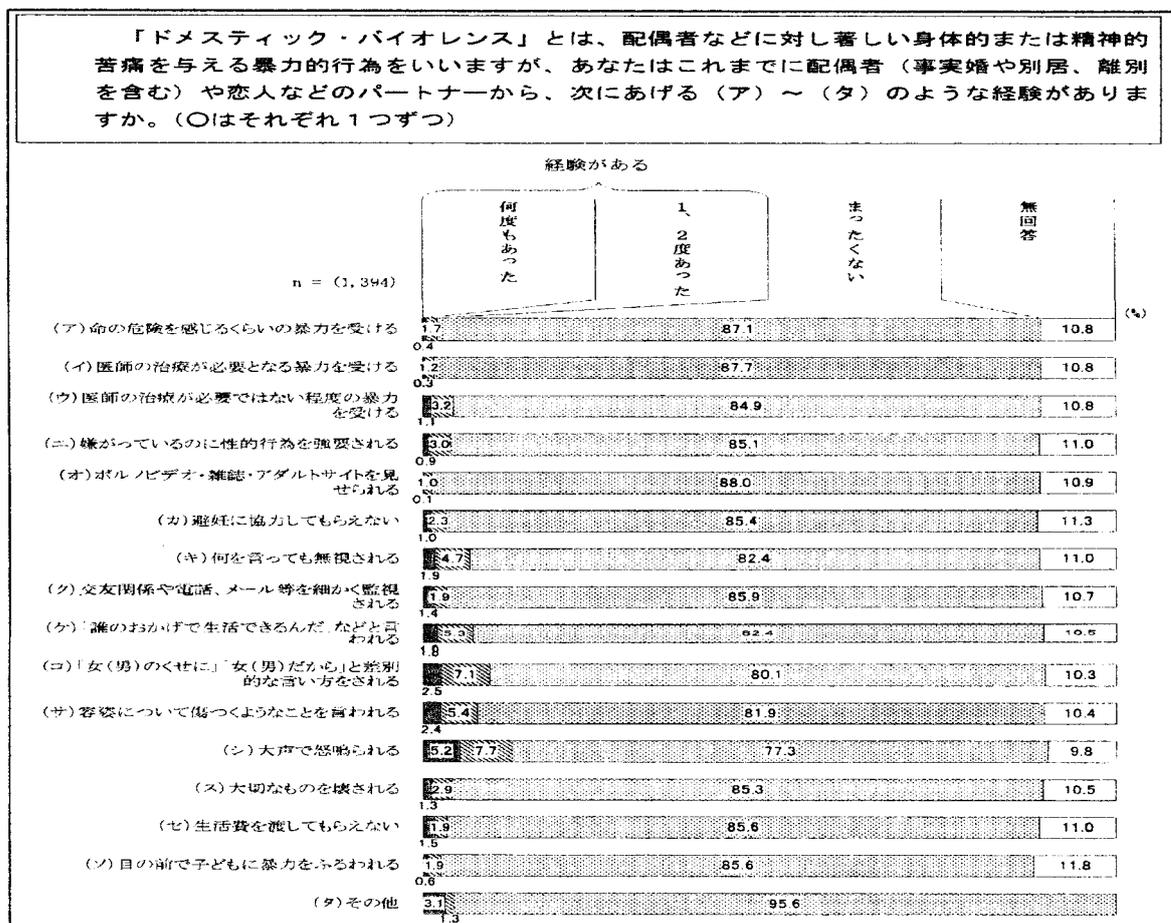
（※4）配偶者暴力；配偶者や恋人など、親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、人格を否定するような暴言を吐くこと、無視すること、交友関係や行動を細かく監視するなどの精神的暴力、性的行為の強要や避妊に協力しないなどの性的暴力などがあります。

（※5）ネグレクト；児童虐待の一種。児童虐待は一般的に身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの4種類に区別され、重複して起こることがあります。ネグレクトは保護者の養育の怠慢や拒否により健康状態を損ない、場合によっては生命に危険を及ぼすことがあります。

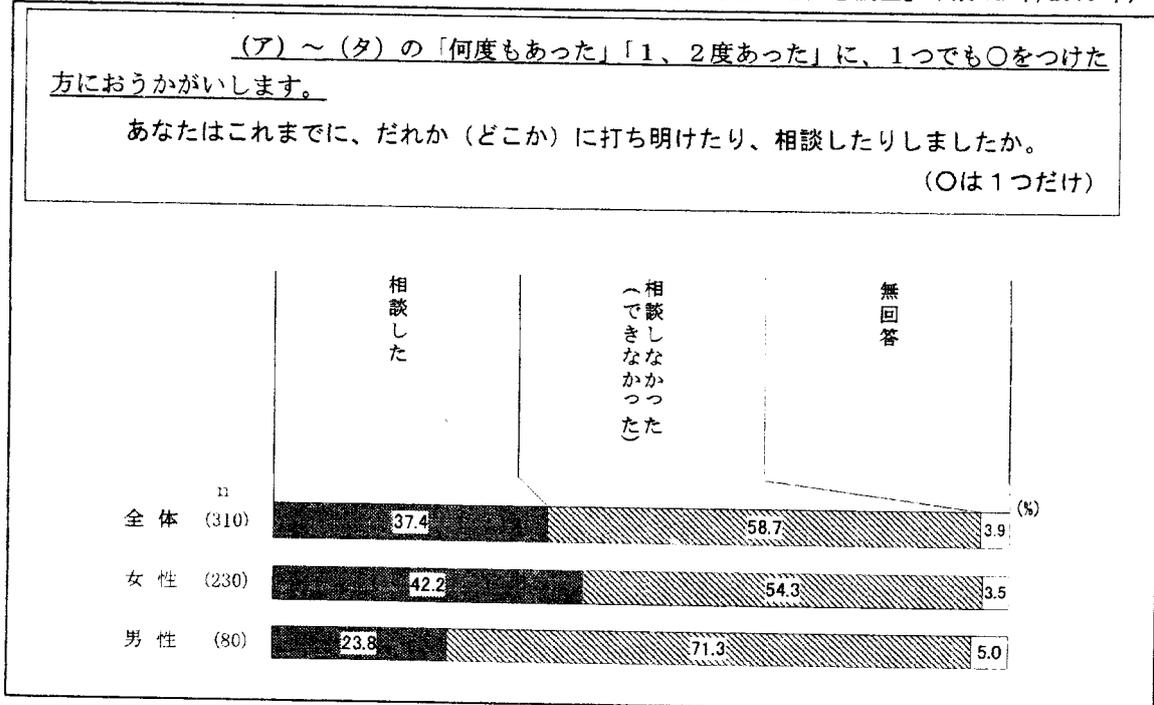
《図7》 都内相談件数の推移（「東京の男女平等参画データ 2010」 平成22年/2010年）



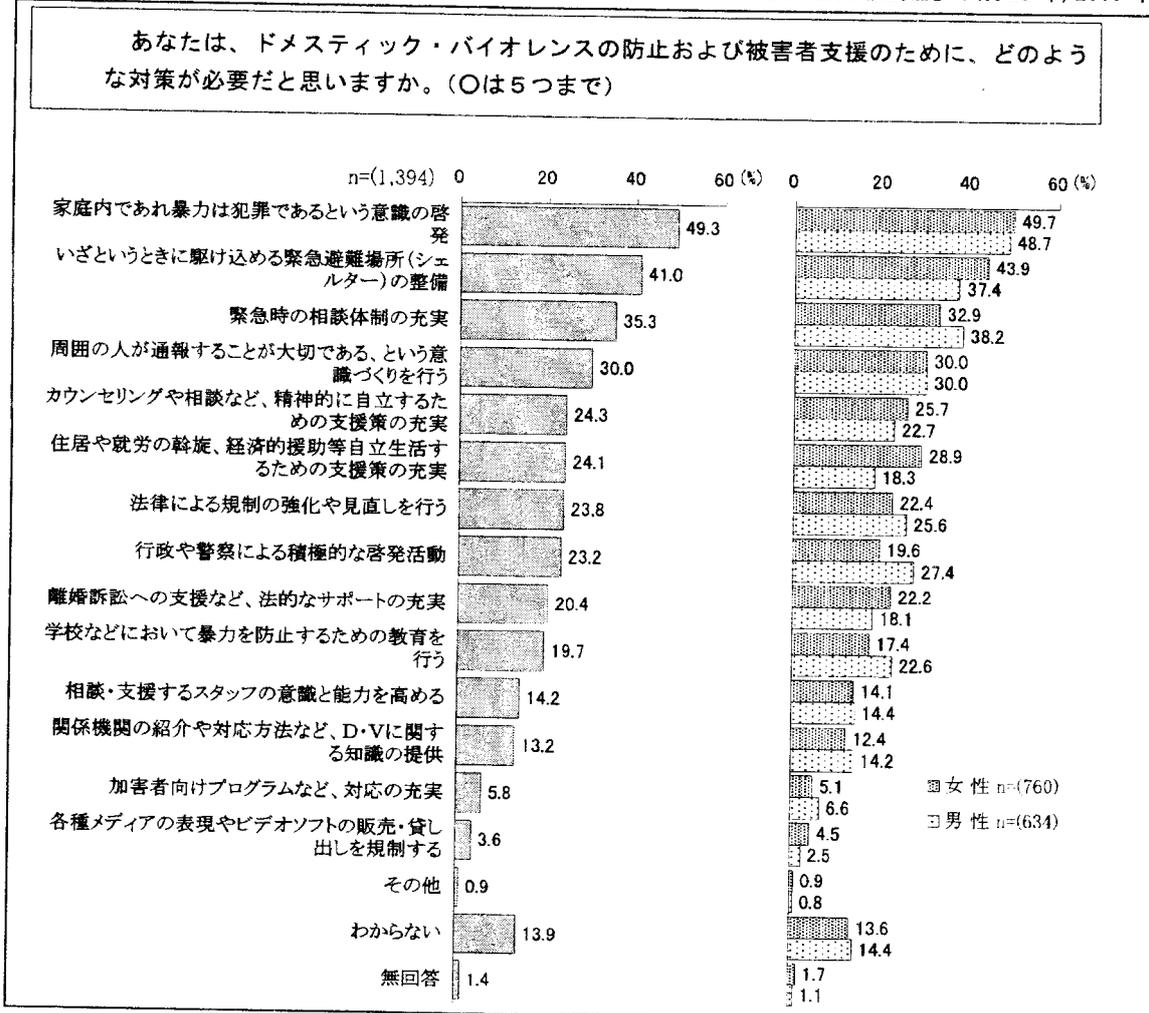
《図8》 配偶者暴力被害の経験の有無（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年）



◀図9▶ 配偶者暴力被害の相談の有無（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年）



◀図10▶ 配偶者暴力防止に向けた取組み（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年）



※施策の方向1～4とその事業は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村計画」に該当し、「第2次葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」として位置づけます。

この計画では、予防・啓発の観点において、幅広く、交際相手からの暴力についても対象とします。

### 施策の方向1 配偶者暴力の未然防止

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を、さまざまな機会をとらえて啓発します。特に将来、子どもたちが新たな被害者・加害者とならないよう、家庭・地域・学校の中で、暴力は決して許さないという意識づくりへの予防啓発に取り組みます。

取組	取組内容	所管課
未然防止に向けた普及・啓発	<p>配偶者暴力に対する意識啓発と暴力防止について、あらゆる世代が正しく理解できるよう、さまざまな角度から普及・啓発に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動」の推進</li> <li>・若年層に向けた啓発</li> <li>・配偶者暴力防止に関する冊子・パンフレットの作成・配布</li> </ul>	人権推進課

### 施策の方向2 配偶者暴力の早期発見の推進

医師や保健医療関係者、学校、幼稚園、保育所、民生委員・児童委員、福祉関係者等は、日常業務を通じて配偶者暴力に気づきやすい立場にあります。これら関係者が、暴力を早期に発見し、配偶者暴力の特性を十分に理解した上で、被害者の安全に配慮しながら適切な対応が図れるよう、情報提供や研修の実施をします。

取組	取組内容	所管課
早期発見の推進に向けた連携	<p>早期発見から適切な被害者支援につなげられるよう、配偶者暴力を発見しやすい立場にいる関係者・機関との連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会</li> <li>・医療・福祉関係者等への早期発見に向けた周知・啓発</li> </ul>	子ども家庭支援課 人権推進課

### 施策の方向3 相談の充実

被害者本人や、周囲で配偶者暴力に気づいた人が、すぐに相談につなげられるよう、配偶者暴力の相談場所の周知徹底を図ります。特に、若い世代の女性も気軽に相談ができるよう、インターネットなどの媒体を活用したPRを進め、誰もが相談しやすい環境整備を進めます。

取組	取組内容	所管課
相談窓口の周知	相談先がすぐにわかるよう、相談窓口周知カード等の配布及び設置場所を拡充し、周知を徹底します。 ・配偶者暴力相談窓口周知の拡充	人権推進課
相談事業の充実	誰もが悩みを抱え込まずに安心して相談できるよう、相談窓口の充実を図ります。 ・女性に対する暴力相談(DV相談) ・婦人相談 ・母子相談 ・24時間電話相談(高齢者虐待防止ネットワーク事業) ・外国人生活相談 ・DV被害者グループカウンセリング【新規】	人権推進課 東西生活課 子育て支援課 高齢者支援課 文化国際課
配偶者暴力相談支援センター機能の検討・整備	DV法の改正により設置努力義務となった配偶者暴力相談支援センター機能について検討・整備します。 ・配偶者暴力相談支援センター機能の検討・整備【新規】	人権推進課

#### 施策の方向4 被害者支援の充実

被害者やその子どもの安全を最優先にしながら、本人の意思を尊重した支援を行うため、被害者支援に従事する職員の資質の向上に努め、各関係機関との連携を進めます。また、区の窓口職員、福祉関係職員等の研修を充実し、配偶者暴力の正しい知識の啓発や二次被害（※6）防止に努めます。さらに、被害者をサポートするボランティアの育成・支援など、地域の中で被害者の支援に関わる人々を増やすための取組を行います。

取組	取組内容	所管課
安全確保に向けた体制の整備	被害者情報の管理を徹底し、また関係機関による連携を密にすることで、被害者の安全を守ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人相談《再掲》</li> <li>・母子相談《再掲》</li> <li>・被害者情報の適切な取り扱い</li> <li>・住民基本台帳事務における支援措置</li> </ul>	東西生活課 子育て支援課 関係各課 戸籍住民課
自立に向けた支援	被害者が新たに自立した生活が送れるよう、きめ細やかな支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都営住宅優遇抽選の情報提供</li> <li>・婦人相談《再掲》</li> <li>・母子の生活再建に向けた支援</li> </ul>	住環境整備課 東西生活課 子育て支援課
被害者支援に向けた連携	被害者への支援を適切かつ切れ目なく行うため、関係機関との連携を強化します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV関係機関との連携会議の運営</li> <li>・窓口職員等研修</li> <li>・民間グループの育成・支援【新規】</li> <li>・要保護児童対策地域協議会《再掲》</li> <li>・高齢者虐待防止ネットワーク事業</li> </ul>	人権推進課 子ども家庭支援課 高齢者支援課

（※6）二次被害：被害者に対する相談や支援を行う中で、配偶者暴力について十分理解していなかったり、被害者の話をきちんと聴かないで判断したりすることにより、さまざまな暴力ですでに深い傷を負っている被害者をさらに傷つけてしまうことをいいます。

### 施策の方向5 あらゆる暴力防止に向けた取組

性別や年代・障害の有無・国籍を問わず全ての人に対して、セクシュアル・ハラスメントや性暴力・児童虐待等、あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発のほか、さまざまな取組を進めていきます。

取組	取組内容	所管課
啓発活動	<p>男女がともに人権を尊重しあえるよう、さまざまな暴力防止に関する意識啓発のための活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな暴力防止に向けた講座・講演会</li> <li>・人権啓発紙による啓発</li> <li>・犯罪被害者支援のための取組【新規】</li> </ul>	人権推進課
関係機関との連携	<p>各関係課・関係機関との連携を図ることにより、あらゆる暴力の防止に向けた取組を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会《再掲》</li> <li>・高齢者虐待防止ネットワーク事業《再掲》</li> <li>・ハラスメント相談・苦情処理委員会</li> </ul>	子ども家庭支援課 高齢者支援課 人事課

## 課題2 お互いの性の尊重と健康支援

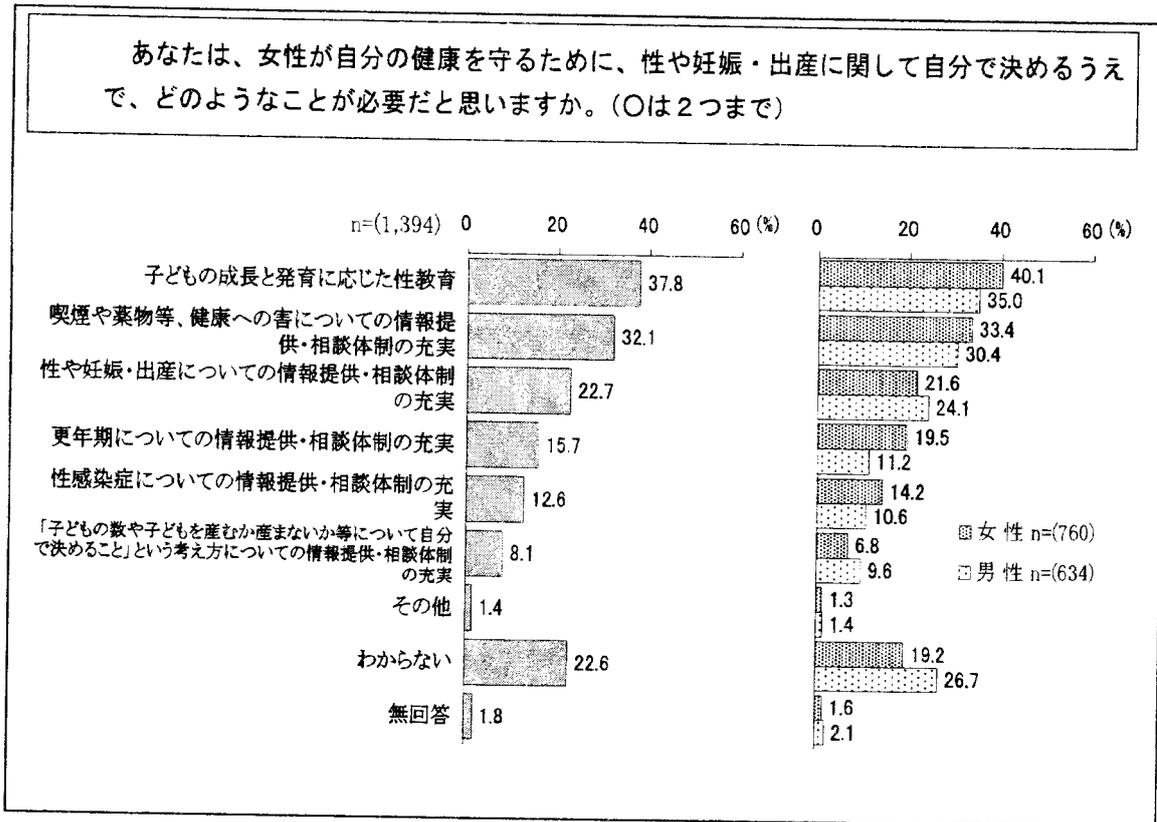
男女平等社会の実現のためには、男女が互いを尊重しあい、相手に対する思いやりをもって生きていくことが必要です。互いに自立し、社会を支えるパートナーとして健康で安全な生活を送ることができるよう、女性も男性もそれぞれの身体について十分理解し、自分と自分以外の人を大切にすることを意識を持つことが必要です。女性は、子どもを産むという生物学的特徴があり、乳・幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、人生の各段階に応じて男性とは異なる健康問題があることを、男女がともに理解し留意する必要があります。配偶者暴力や性暴力の未然防止を含めて、子どもの発達段階を踏まえた性教育の充実が望まれます。

区意識調査において、女性が性や妊娠・出産に関して自分で決めるうえで必要なこととして、『『子どもの数や子どもを産むか産まないか等について自分で決めること』という考え方についての情報提供や相談体制の充実』という回答が男女とも1割に満たず（図11）、性と生殖に関する健康と権利（※7）についての理解が進んでいないのが現状です。女性の人権尊重の観点から、女性が自らの意思で生き方を選べるよう、性と生殖に関する健康と権利への理解を進めていくことが特に求められます。

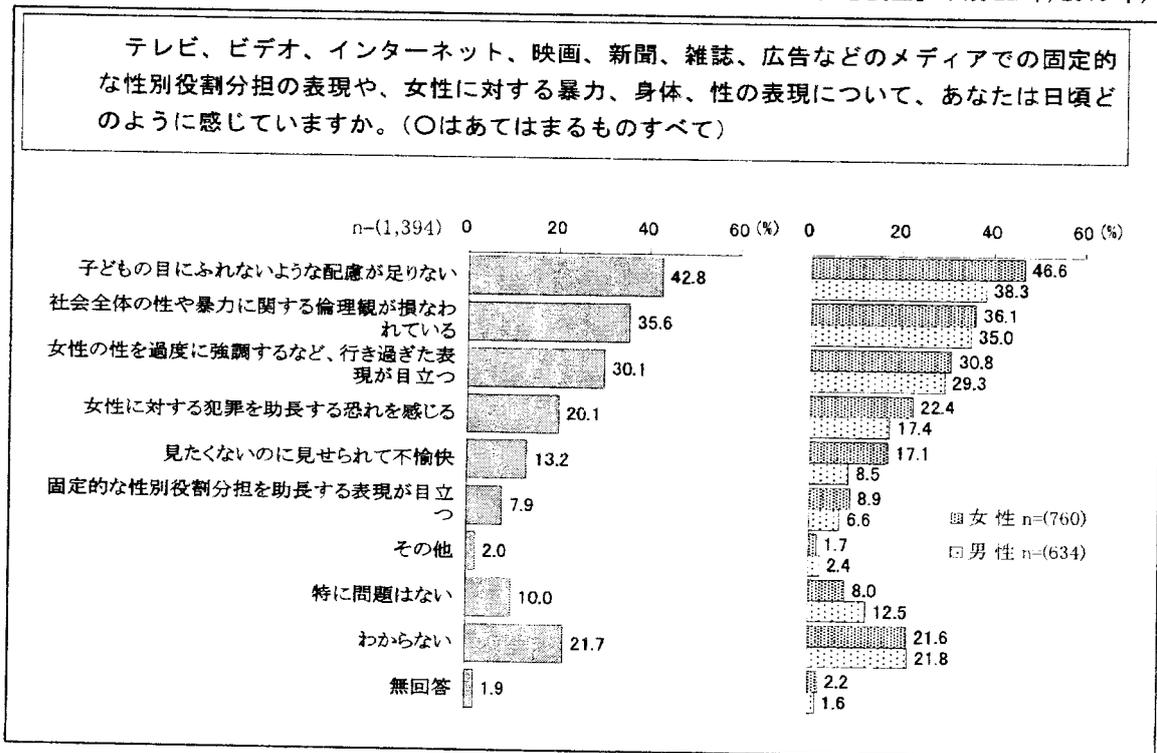
また、テレビや新聞、雑誌等のメディアによる影響力は極めて大きく、中には固定的性別役割分担意識にとらわれたものや女性に対する暴力表現など、性に対する誤ったイメージを社会に広めているものもあります。区意識調査においても、性や暴力に関する倫理観が損なわれているものや、子どもへの悪影響を及ぼすものもあると感じているとの回答も多く（図12）、女性や子どもへの人権侵害が懸念されています。最近ではパソコンや携帯電話などのインターネットツールの普及により、世界中の情報が簡単に得られる反面、誤った情報も同じように得られてしまうため、それらの情報に対する正しい判断が一層必要となります。

《図 11》 性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこと

(「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 22 年/2010 年)



《図 12》 性・暴力等についての意識 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 22 年/2010 年)



(※7) 性と生殖に関する健康と権利；リプロダクティブ・ヘルス/ライツをいいます。平成 6 年(1994 年)の国際人口・開発会議で提言されました。女性が子どもを産むかどうか、産むならいつ何人、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等、これらの全てを強要されるものではなく、女性自ら意思決定できる権利を指します。

## 施策の方向1 各年代に応じた健康支援と性教育の充実

男女ともに生涯を通じて健康に暮らしていけるよう、健康増進や病気の予防と早期発見のための環境整備に努めます。

また、女性が妊娠や出産などについて自ら意思決定できるよう、性と生殖に関する健康と権利への支援を推進し、子どもの成長発達に応じた性教育を充実させます。

取組	取組内容	所管課
性と生殖に関する健康と権利の支援	性と生殖に関する健康と権利の支援、また男女の生涯を通じた健康支援を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「性と生殖に関する健康と権利」に関する事業</li> <li>・児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進</li> <li>・エイズ・性感染症対策の充実</li> <li>・乳がん検診</li> <li>・子宮がん検診</li> <li>・子宮頸がん予防ワクチン接種【新規】</li> <li>・前立腺がん検診</li> <li>・子育てママの健康チェック(母親健診)</li> <li>・妊婦健康診査</li> <li>・特定不妊治療費助成事業</li> </ul>	人権推進課 指導室 保健予防課 健康推進課 子ども家庭支援課
健康の維持増進	健康に暮らしていくための基本的な健康診査を行い、区民の健康管理を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・葛飾区基本健康診査</li> <li>・20歳代・30歳代健康診査</li> </ul>	健康推進課
子育て世代への健康支援	妊娠・出産から育児期における、父親・母親の心身の健康支援を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・親と子のこころの相談室</li> <li>・母親学級・ファミリー学級・休日パパママ学級</li> <li>・子育て・育児グループの育成支援《再掲》</li> </ul>	子ども家庭支援課

## 施策の方向2 メディア・リテラシーの向上

人権尊重や男女平等の視点に立って、一人ひとりがメディアからの情報を正しく選択・活用できる能力を身につけられるよう、メディア・リテラシー(※8)のさらなる向上を図り、情報モラルの普及・啓発を進めます。

取組	取組内容	所管課
メディア・リテラシーの向上	メディア・リテラシーへの理解を深めるための普及・啓発を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・メディア・リテラシー向上に向けた講座</li> <li>・行政の発行する印刷物等への男女平等の視点からの点検</li> <li>・地域における有害広告物・不健全図書自動販売機の追放活動への支援</li> <li>・情報教育の推進(情報教育担当職員研修)</li> </ul>	人権推進課 地域教育課 指導室

(※8) メディア・リテラシー：メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。メディアからの情報をただ受動的に受け止めるのではなく、男女平等の視点から批判できる能力を育てることが求められています。

### 目標 3 : 男女がともに平等意識をもって、 個性と能力を発揮できるまち かつしか

男女があらゆる分野で活躍し、多様な意見が反映された活力ある地域社会となるよう、意識の改革や男女の参画に向けて取り組みます。

#### 課題 1 男女平等意識の確立

葛飾区が「葛飾区男女平等推進条例」(平成16年/2004年)を施行してから7年が経ち、葛飾区世論調査などの結果によると男女平等意識も少しずつ浸透しています。しかし区意識調査をみると、十分男女平等だと感じている人は多くありません(図13)。また、男女の地位についても、ほとんどの面で男性が優遇されていると感じている人が多く、男女別では女性のほうが「男性優遇である」と感じる比率が高くなっています(図14)。

結婚観についての区意識調査では、「結婚をするかしないかは個人の自由である」とした意見が多いものの、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」とする意見が4割近くあります。実態としては共働き家庭が年々増加しているにもかかわらず、未だに固定的な男女のあり方が残っていることがわかります(図15)。

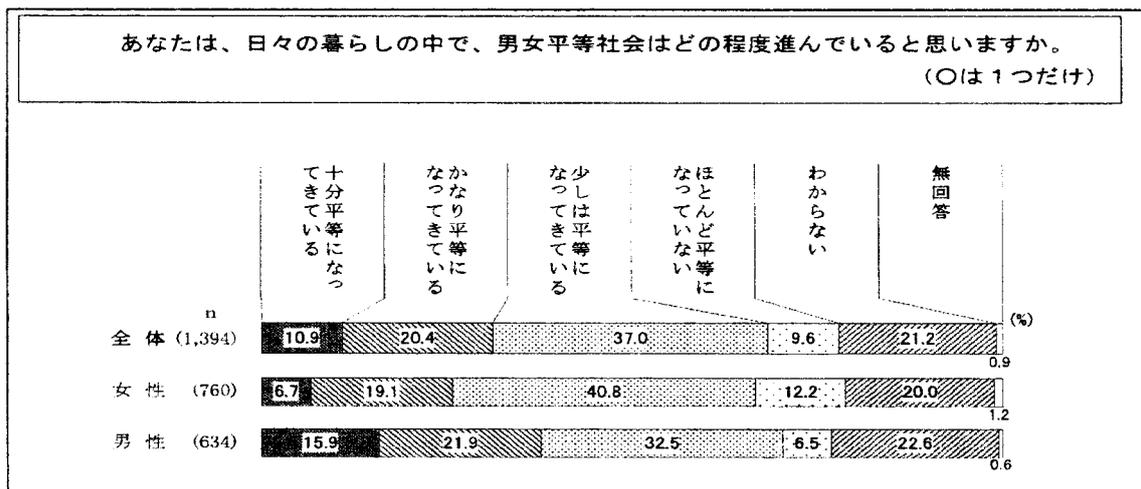
男女がともに、お互いを認め合いながら自身の個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、固定的性別役割分担意識の解消が重要です。

また、男女平等社会を実現するために、学校教育の場で何が必要かを区意識調査できいたところ、男女の別なく個性や能力を活かせる指導や、人間としての尊厳、平等を尊重することに力点を置いた指導が求められています(図16)。

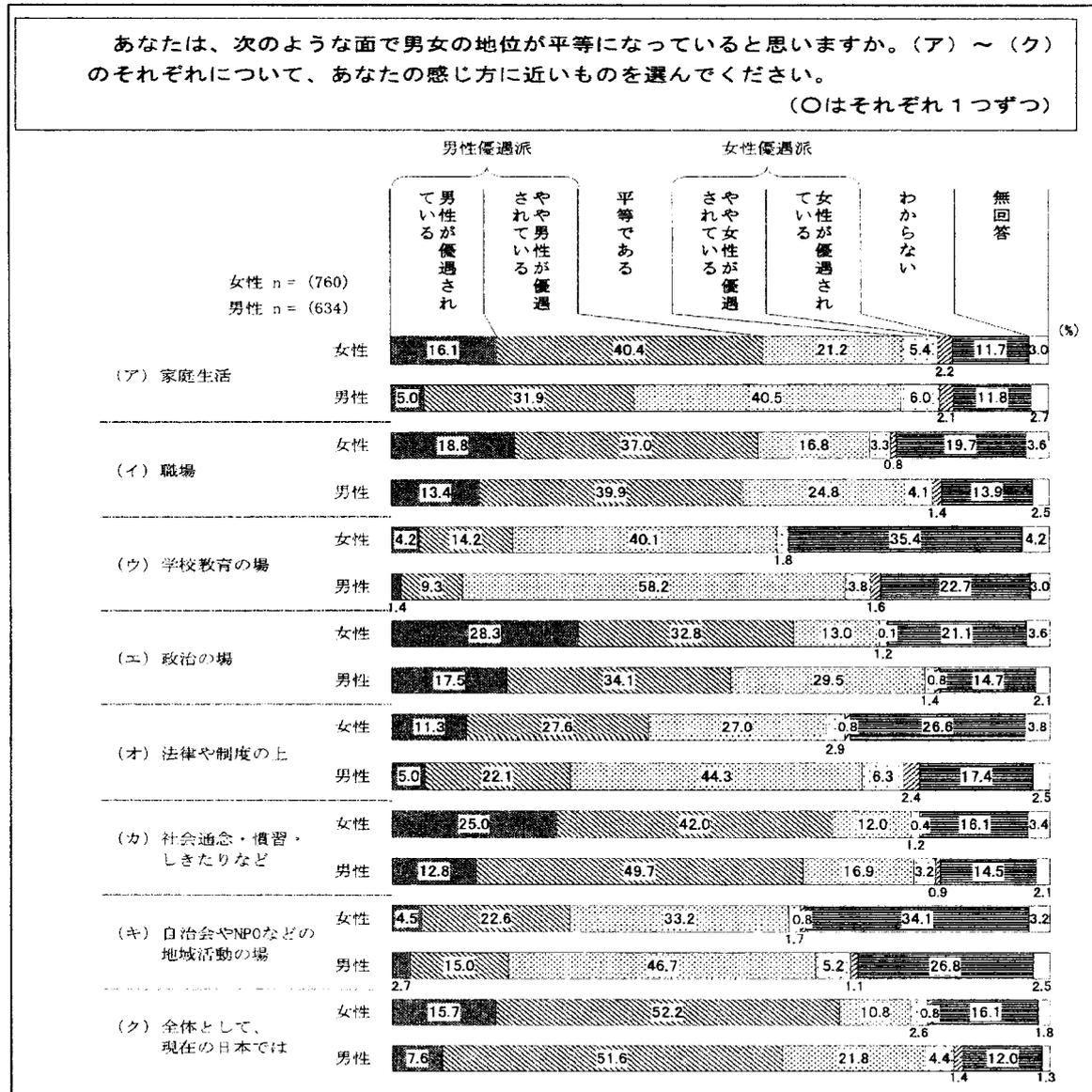
次代を担う子どもたちが、男女平等意識のもとに個性と能力を発揮できるように育つためには、学校教育とともに、家庭・地域での男女平等教育も必要です。

さらに生涯学習の場において、人生を通じたそれぞれの段階に応じ、男女平等意識を高める学習が求められます。

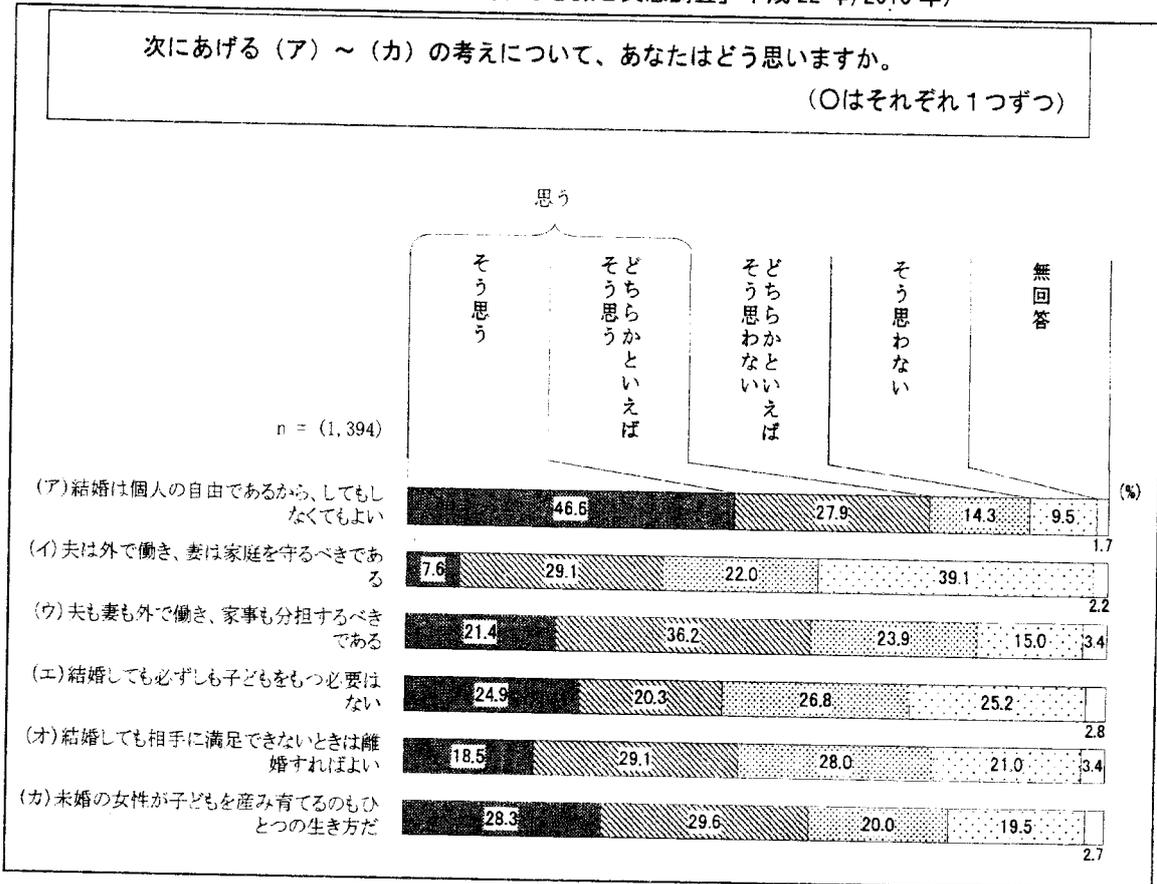
《図 13》 男女平等社会の進捗 （「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 22 年/2010 年）



《図 14》 男女平等観 （「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 22 年/2010 年）

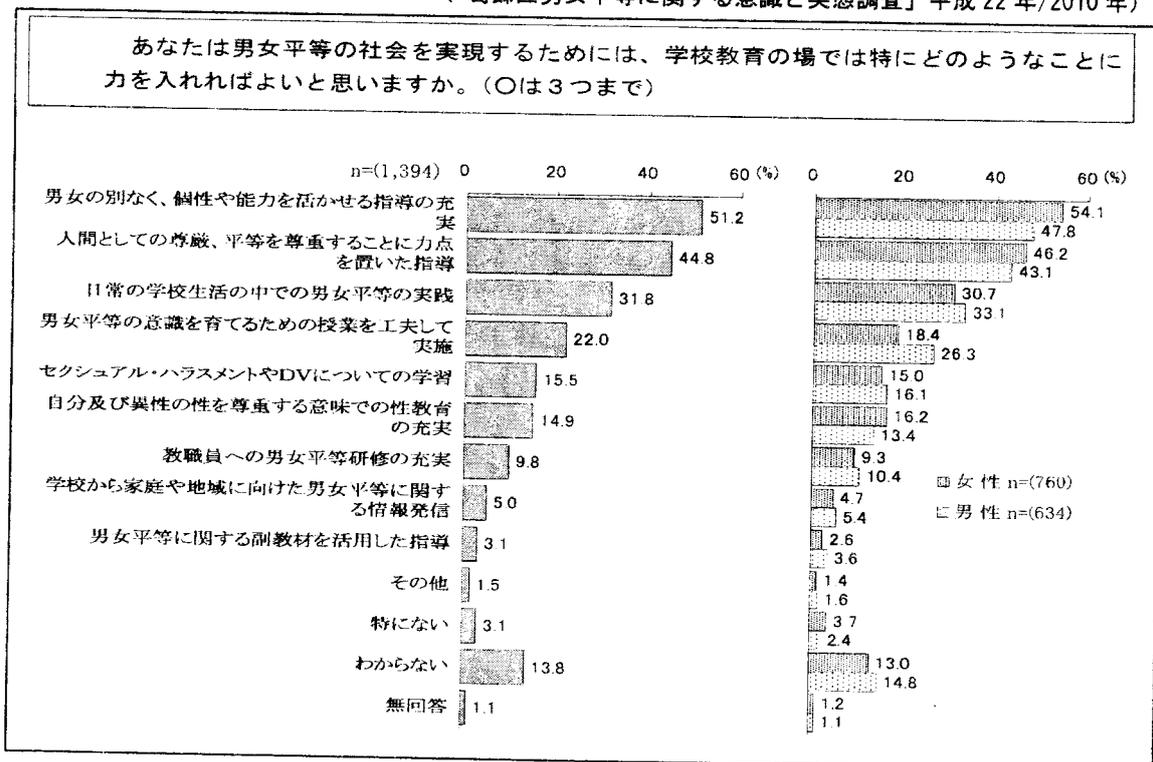


《図 15》 結婚観 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 22 年/2010 年)



《図 16》 男女平等社会実現のために学校教育の場で力を入れるべきこと

(「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 22 年/2010 年)



### 施策の方向1 男女平等の視点に立った意識改革の推進

未だに根強く残っている固定的性別役割分担意識の解消と、男女平等についての理解をより深めるような広報・啓発活動を進めます。

取組	取組内容	所管課
継続的な普及・啓発	<p>男女平等に対する理解を深め、さらに男女平等を推進するためのさまざまな啓発事業を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等推進センターまつり(パルフェスタ)</li> <li>・男女共同参画週間に向けた取組</li> <li>・男女平等に関する講座・講演会</li> <li>・啓発紙等の発行</li> </ul>	人権推進課

### 施策の方向2 男女平等教育の推進と生涯学習の充実

学校教育と同時に、子どもたちを育む家庭や地域の中でも男女平等の視点に立った学習を進めるなど、地域全体で男女平等意識の形成に向け取り組みます。

また幅広く区民を対象とした生涯学習の場においても、男女平等意識を高めるための学習機会をより充実させます。

取組	取組内容	所管課
育ちの場における男女平等教育の推進	<p>学校における男女平等や人権教育を進めるとともに、子どもたちと直接関わる教職員や保育士等を対象とした研修を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校での人権教育の推進</li> <li>・学校における男女平等にかかわる適正な指導</li> <li>・人権教育に関する研修等</li> <li>・男女平等教育を進めるための教員研修</li> <li>・男女平等保育を進めるための保育士研修</li> </ul>	指導室 人権推進課 保育管理課
生涯学習における男女平等教育の推進	<p>家庭や地域における男女平等に関する学習機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かつしか区民大学</li> <li>・子育て講座(家庭教育講座)《再掲》</li> <li>・家庭教育応援制度《再掲》</li> </ul>	生涯学習課 地域教育課

## 課題2 あらゆる分野への男女の参画促進

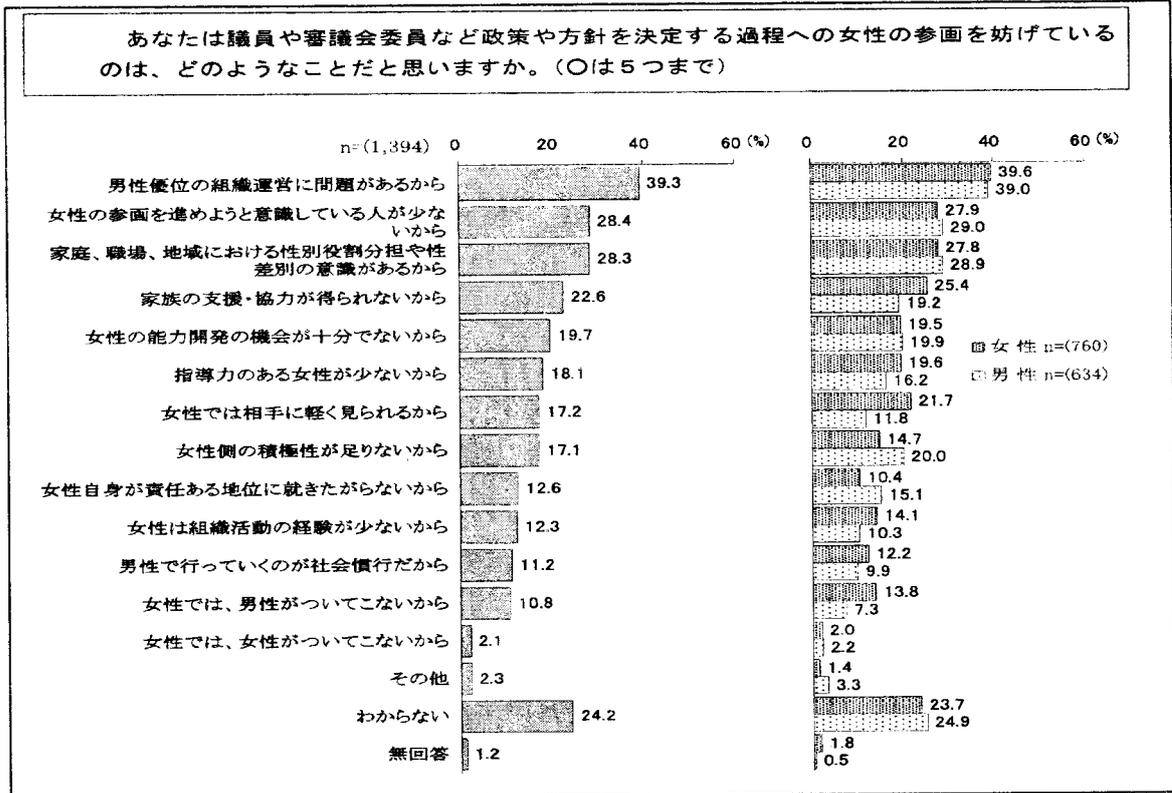
男女平等社会実現のためには、男女がともに対等な立場であらゆる分野に参画し、社会的責任を果たすことが重要です。特に政策や方針決定といった社会的な意思決定過程への女性の参画拡大は重要ですが、葛飾区における政策・方針決定過程への女性の参画率は24.4%（平成23年/2011年3月31日現在）と、従来から目標値として掲げていた30%に依然として届いていません。区意識調査では女性の参画を妨げている要因として、男性優位の組織運営の問題や、女性の参画を進めようと意識している人が少ないといった意見が挙げられています（図17）。

女性が自信を持ってあらゆる分野へ参画していくためには、女性自身の意欲と能力を引き出すための研修や、積極的に参画の機会を増やすなど組織の側からも取り組む必要があります。女性がその能力を十分に発揮し、責任を持って社会参画することは、女性の自立と自己実現を進めるだけでなく、多様な意見を地域や社会に反映させることになり、その活性化にもつながります。

地域活動の場においては、多くの女性が活躍しています。しかし、例えば自治町会やPTA等の団体の代表者には男性が多く就いているのが現状です。男女が対等な立場で活動できるよう、活動団体における意思決定過程への女性の参画を促す取組が求められます。他方で、団塊の世代が定年を迎え、仕事等で培った知識や経験を活かし、男女平等の視点に立っていきいきと活躍できる地域活動の場が求められています。幅広い世代の男女がともに社会のあらゆる分野で活動できる仕組みの構築が必要です。

＜図 17＞ 政策や方針決定過程への女性参画を妨げている要因

(「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 22 年/2010 年)



**施策の方向 1 女性の能力発揮支援**

女性が自信を持ってあらゆる分野で活躍できるよう、その意欲を高め能力を伸ばしていくための取組を進めます。

取組	取組内容	所管課
学習の場の提供	性別にとらわれず、自分らしさを活かし伸ばしていくための情報や学習機会を提供します。 ・固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成【新規】 ・能力発揮のための講座・講演会 ・企画講座(地域団体向け)	人権推進課

## 施策の方向2 政策・方針決定過程への女性の参画推進

審議会等委員の男女バランスに配慮し、女性が意思決定過程に積極的に参画できる環境づくりを推進します。

取組	取組内容	所管課
審議会等への女性の参画促進	<p>女性が意思決定過程に参画できるよう、審議会等への女性の参画に向けた取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等への女性の積極的な登用</li> <li>・「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進</li> <li>・「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表</li> <li>・区職員が昇任し活躍できる職場環境づくり</li> </ul>	関係各課 人権推進課 人材育成課
地域団体のリーダーへの女性の参画推進	<p>地域において女性リーダーを増やすための働きかけを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の場における女性の参画調査【新規】</li> <li>・高齢者クラブへの女性の参画の働きかけ</li> </ul>	人権推進課 高齢者支援課

## 施策の方向3 地域活動への参画促進

地域活動において男女がともに活躍できるよう、また幅広い世代の男女が新たな活動を進めるためのきっかけづくりや支援を行います。

取組	取組内容	所管課
地域活動参画へのきっかけづくり	<p>男女がともに地域のさまざまな場面で活躍するためのきっかけとなる事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動への女性の参画の働きかけ</li> <li>・ボランティア活動推進事業</li> <li>・シニアボランティア養成講座</li> </ul>	地域振興課 福祉管理課(社会福祉協議会) 高齢者支援課
地域活動参画への情報提供・支援	<p>さまざまな地域活動についての情報提供や活動参画支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動参画に向けた相談・情報提供</li> <li>・介護予防地域パワー養成事業</li> <li>・しあわせサービス事業《再掲》</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業《再掲》</li> </ul>	地域振興課 高齢者支援課 福祉管理課(社会福祉協議会) 育成課

## 計画の推進：男女平等推進のために

男女平等社会の実現に向け、全庁を挙げて一体的に取り組みます。

### 推進体制の強化に向けた取組

#### ○ 男女平等推進センター機能の充実

男女平等社会の実現に向け、男女平等の拠点である男女平等推進センターがより多くの区民に活用されるよう、各種講座や研修、女性のための相談機能と活動団体への支援事業を充実させます。また、この男女平等推進計画を区民と共有し推進できるよう、広く周知に努めます。

事業名	所管課
<ul style="list-style-type: none"><li>・男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信</li><li>・男女平等に関する資料の収集・提供</li><li>・各種相談事業</li><li>・各種相談における一時保育事業【新規】</li></ul>	人権推進課

#### ○ 男女平等推進計画の進捗管理

男女平等社会の実現は区の理念であり、男女平等推進のための施策は全庁的に取り組む必要があります。男女平等推進本部を中心とした庁内組織の連携を強化し、施策の進捗状況を目に見える形で管理するとともに、条例設置の葛飾区男女平等推進審議会において評価します。また、課題ごとに数値目標を設定し、計画の成果をわかりやすく公開します。

事業名	所管課
<ul style="list-style-type: none"><li>・数値目標の設定による進捗管理【新規】</li><li>・「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表</li><li>・男女平等推進審議会</li><li>・男女平等推進本部</li></ul>	人権推進課

### ○ 区職員の意識啓発

区は男女平等社会の実現に向けて先導的な役割を果たす必要があります。区職員の男女平等意識の啓発、配偶者暴力被害者への二次被害防止のための研修など、さまざまな取組を行い、男女平等意識の理解をより深めます。

事業名	所管課
・職員を対象とした男女平等研修 ・窓口職員等研修《再掲》	人材育成課 人権推進課

### ○ 区民・民間団体等との協働

男女平等推進に向けた取組は、区民や企業、地域活動団体、NPO団体、大学等の機関との連携・協働が不可欠です。区は、区民やこれらの機関と連携し、より効果的な啓発事業を進めます。

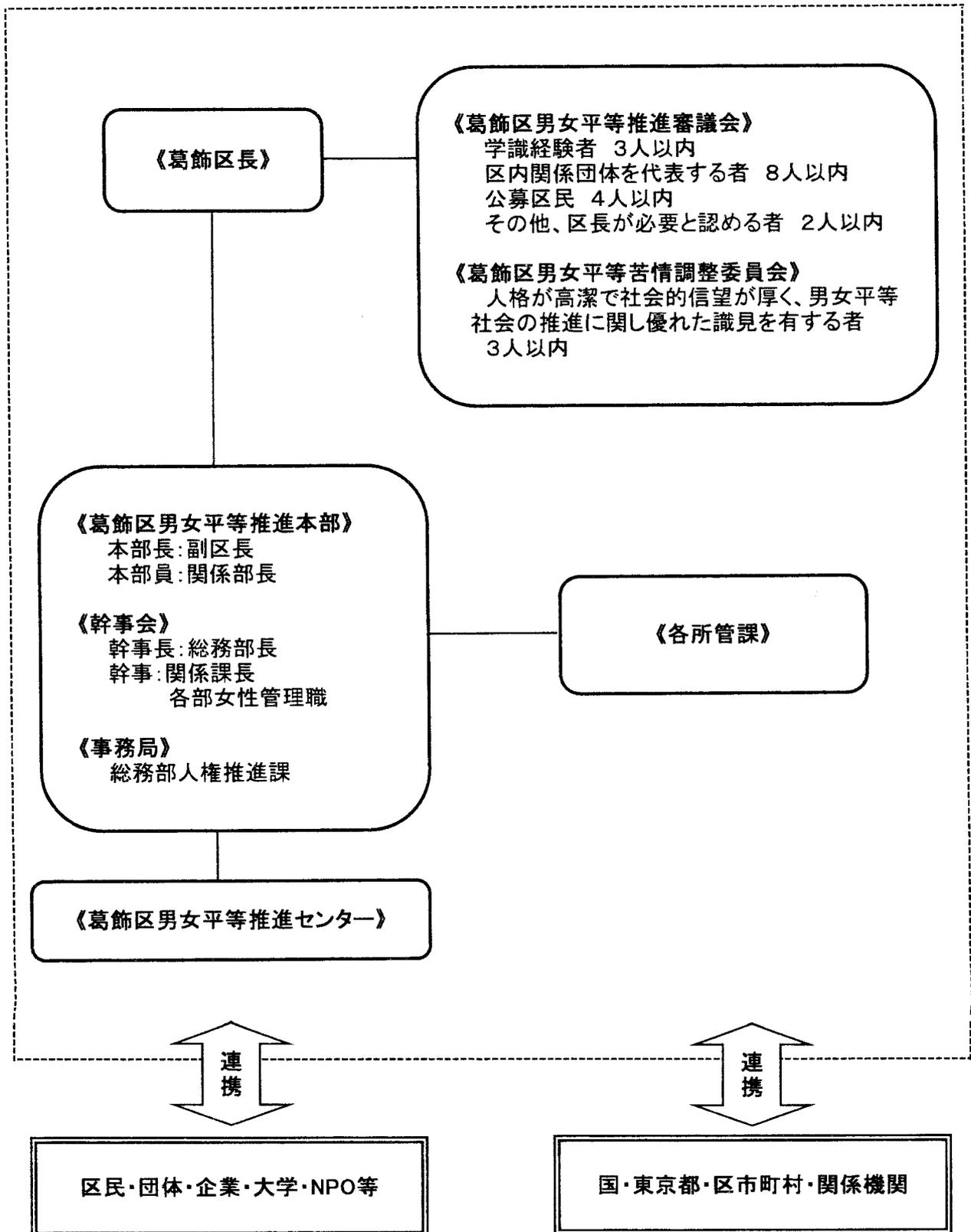
事業名	所管課
・大学、NPO等との交流・連携 ・男女平等推進センターまつり(パルフェスタ)《再掲》 ・企画講座(地域団体向け)《再掲》	人権推進課

### 国・都等との連携

男女平等社会の実現に向けた取組は、区だけでは解決できない課題が多く存在しており、法や制度の整備、規制等は、国・東京都など関係機関との協力が必要となります。また、他自治体や東京都との情報交換を積極的に行うなど、連携を密に取り組みます。

事業名	所管課
・男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請	人権推進課

## 《 推 進 体 制 》



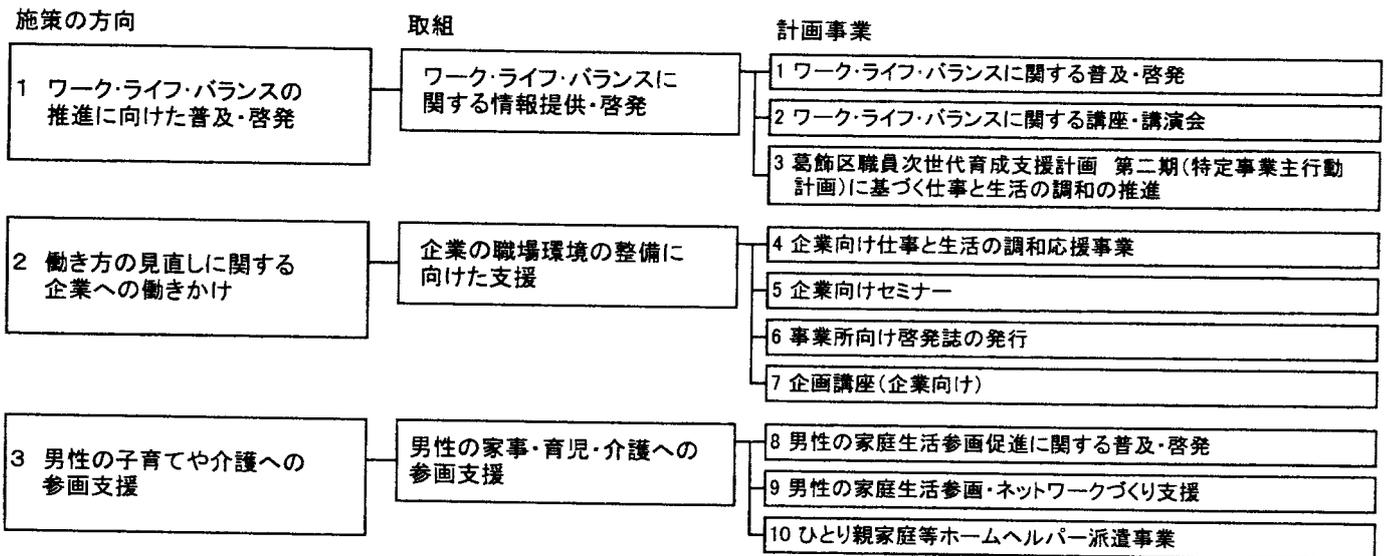
## 4 計画事業体系図・事業一覧

### 計画事業体系図

#### 目標1 男女がともに協力しあい、仕事も暮らしも楽しめるまち かつしか

～誰もが仕事と家庭を大切にしたい質の高い暮らしを営むことができるよう、  
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。～

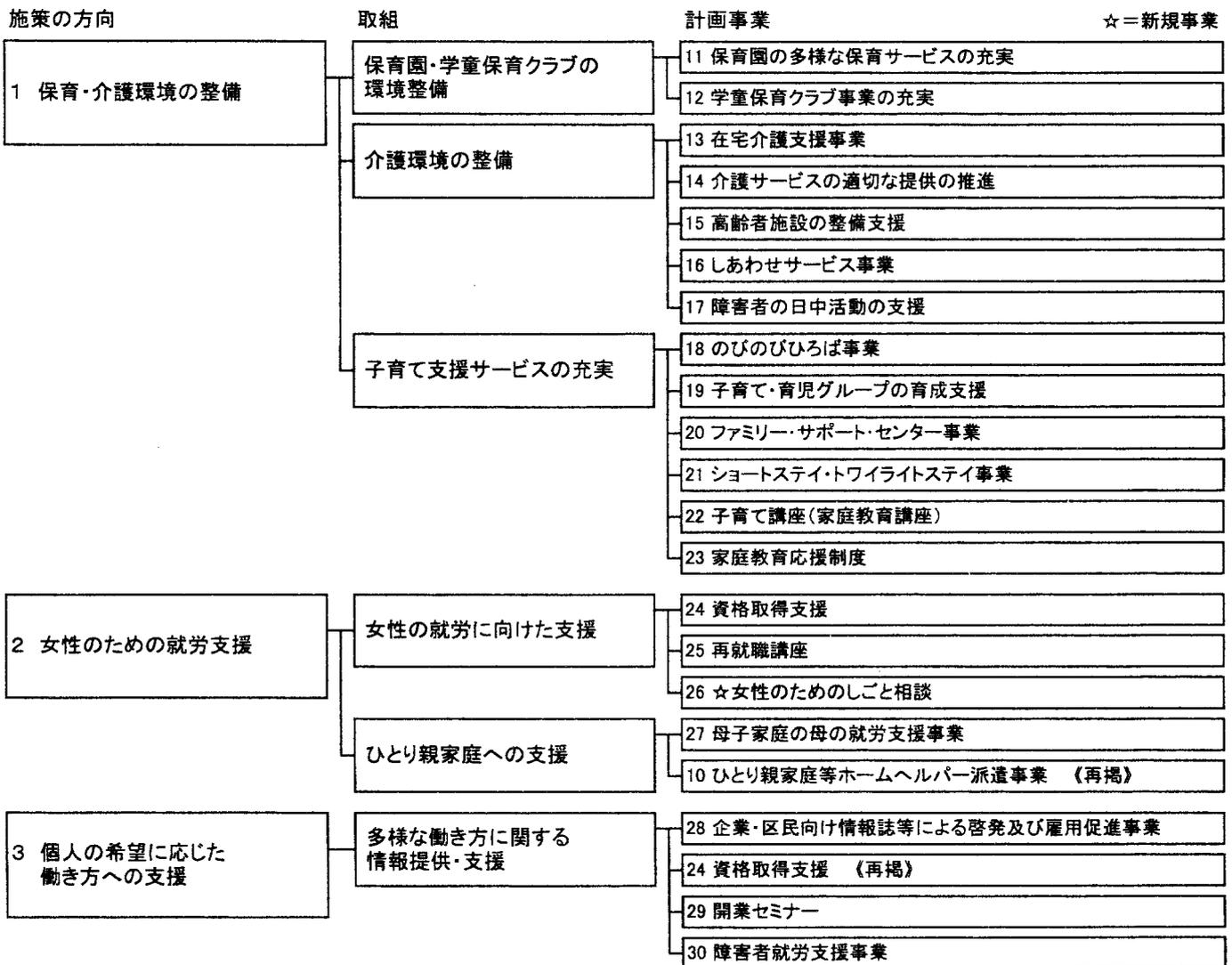
#### ○課題1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進



# 目標1 男女がともに協力しあい、仕事も暮らしも楽しめるまち かつしか

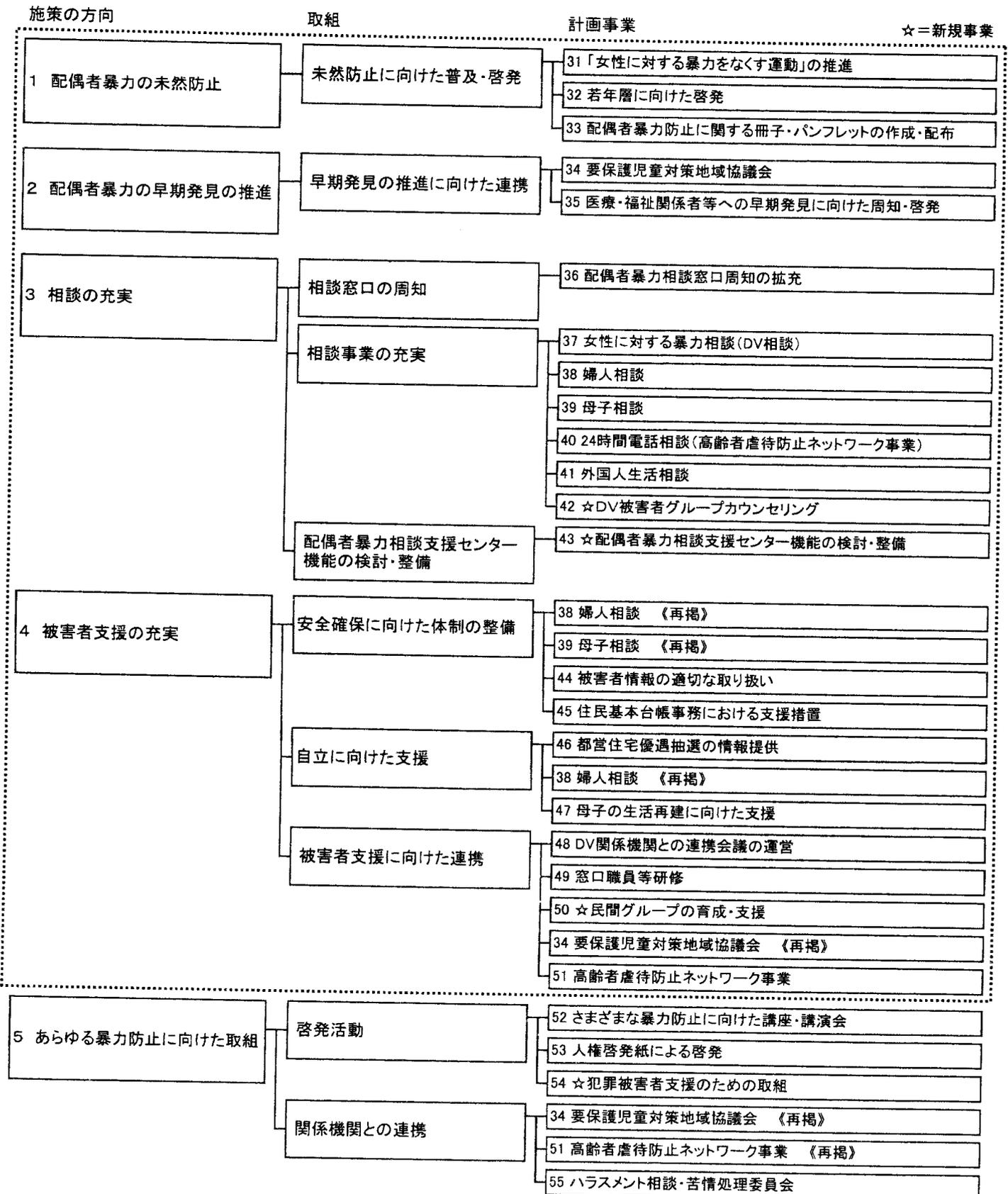
～誰もが仕事と家庭を大切にしたい質の高い暮らしを営むことができるよう、  
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。～

## ○課題2 多様な働き方を支援する環境の整備



## 目標2 男女がともに人権を尊重しあい、自分らしく生きることができるまち かつしか ～男女が互いの人権を尊重し、生涯にわたって心もからだも健康に暮らすことができる、 暴力のない社会の実現に向けて地域全体で取り組みます。～

### ○課題1 あらゆる暴力の根絶

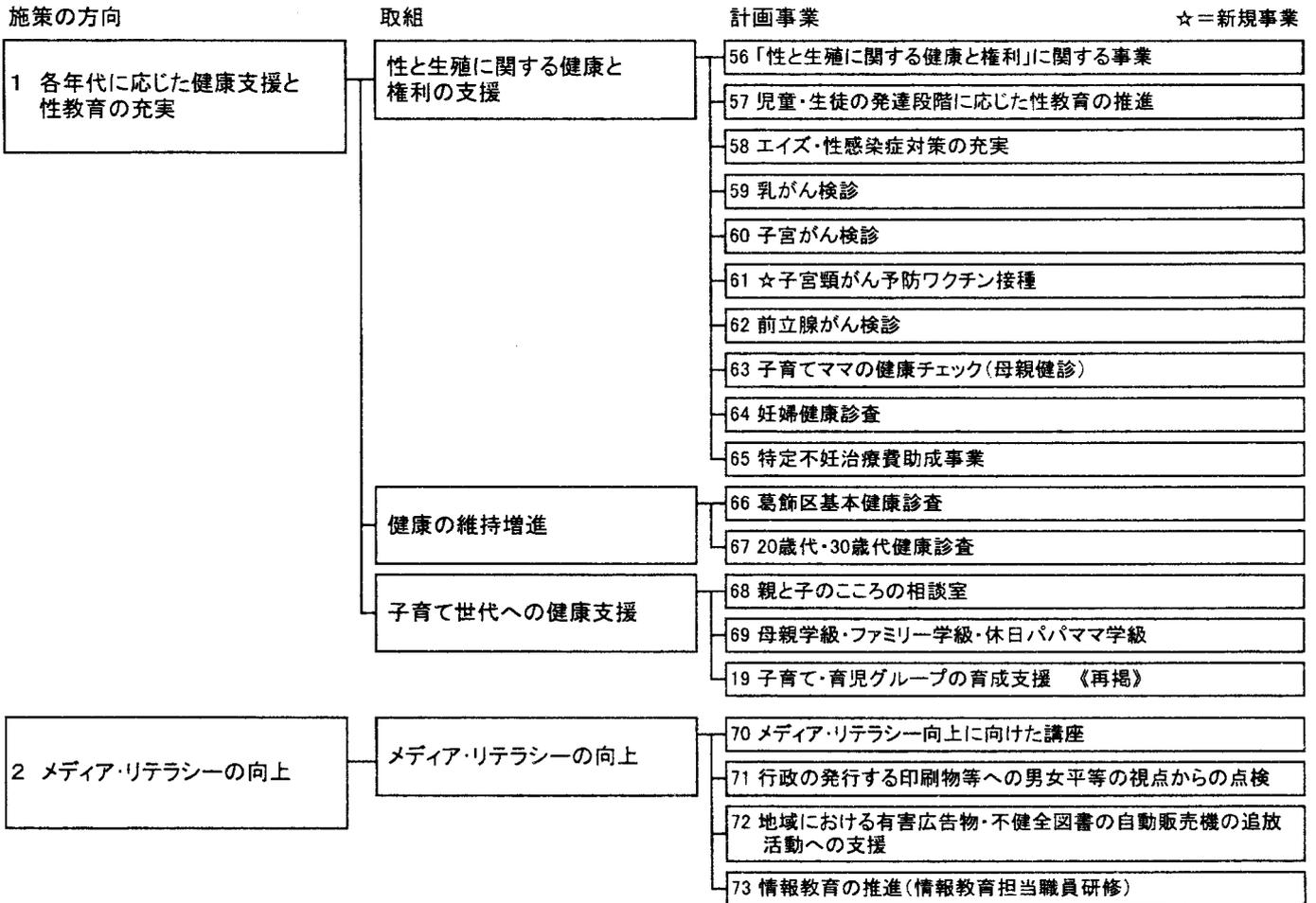


※点線内は、「第2次葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」に該当します。

## 目標2 男女がともに人権を尊重しあい、自分らしく生きることができるまち かつしか

～男女が互いの人権を尊重し、生涯にわたって心もからだも健康に暮らすことができる、  
暴力のない社会の実現に向けて地域全体で取り組みます。～

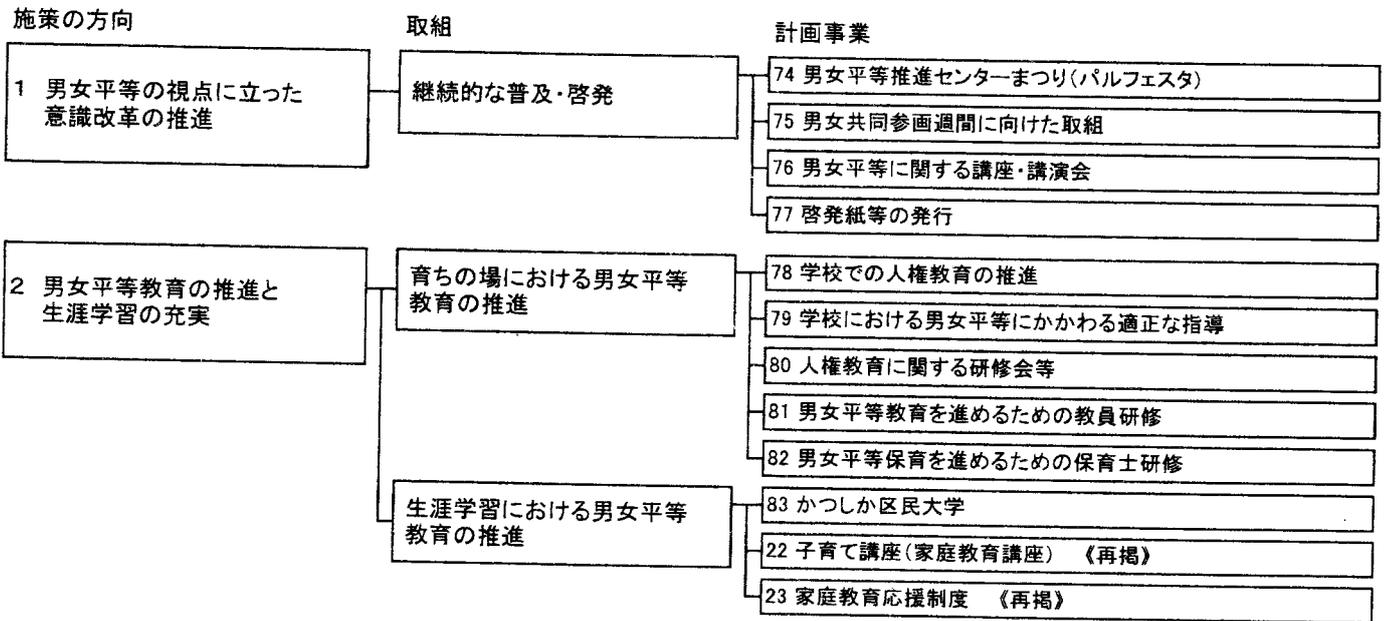
### ○課題2 お互いの性の尊重と健康支援



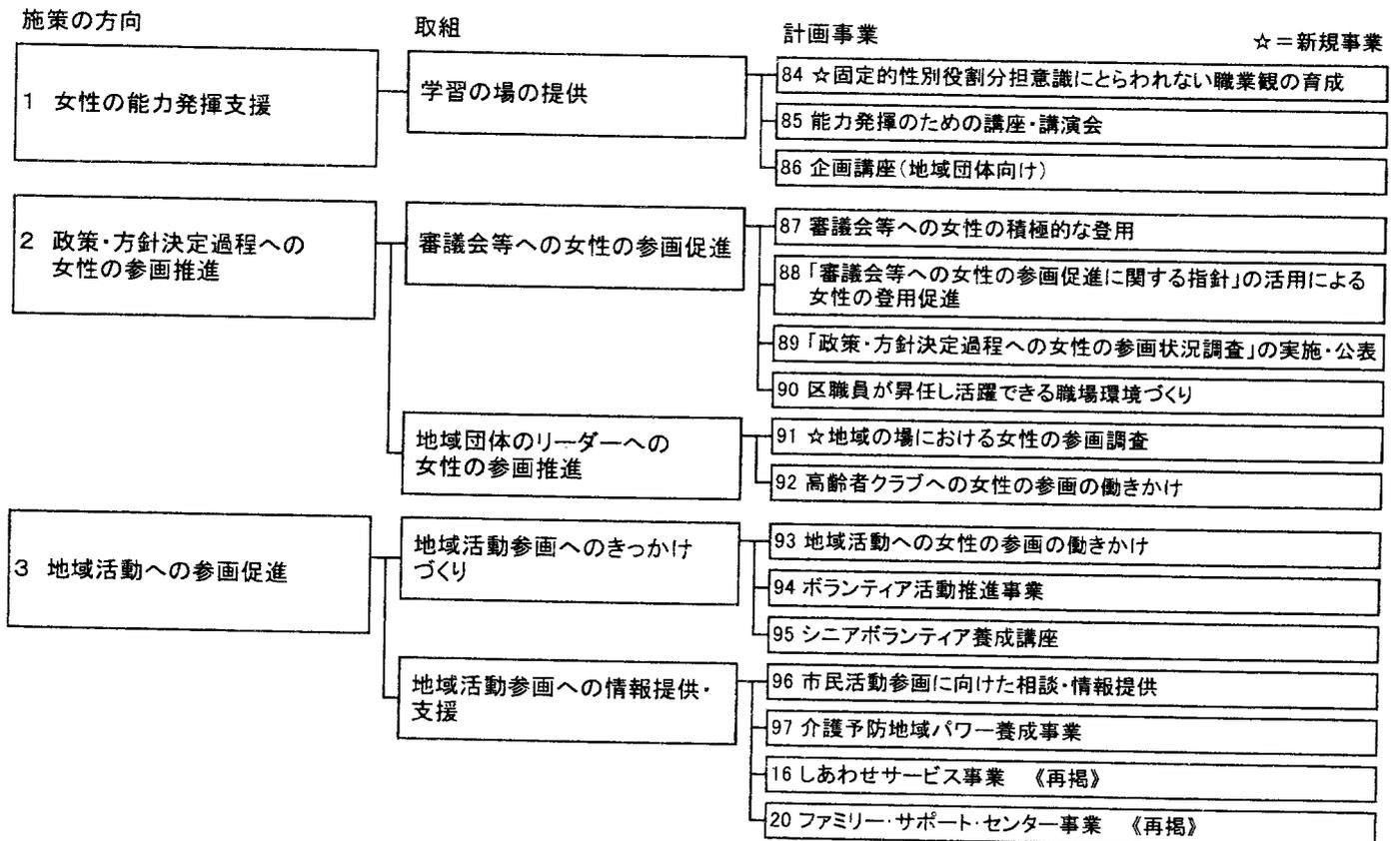
# 目標3 男女がともに平等意識をもって、個性と能力を発揮できるまち かつしか

～男女があらゆる分野で活躍し、多様な意見が反映された活力ある地域社会となるよう、意識の改革や男女の参画に向けて取り組みます。～

## ○課題1 男女平等意識の確立

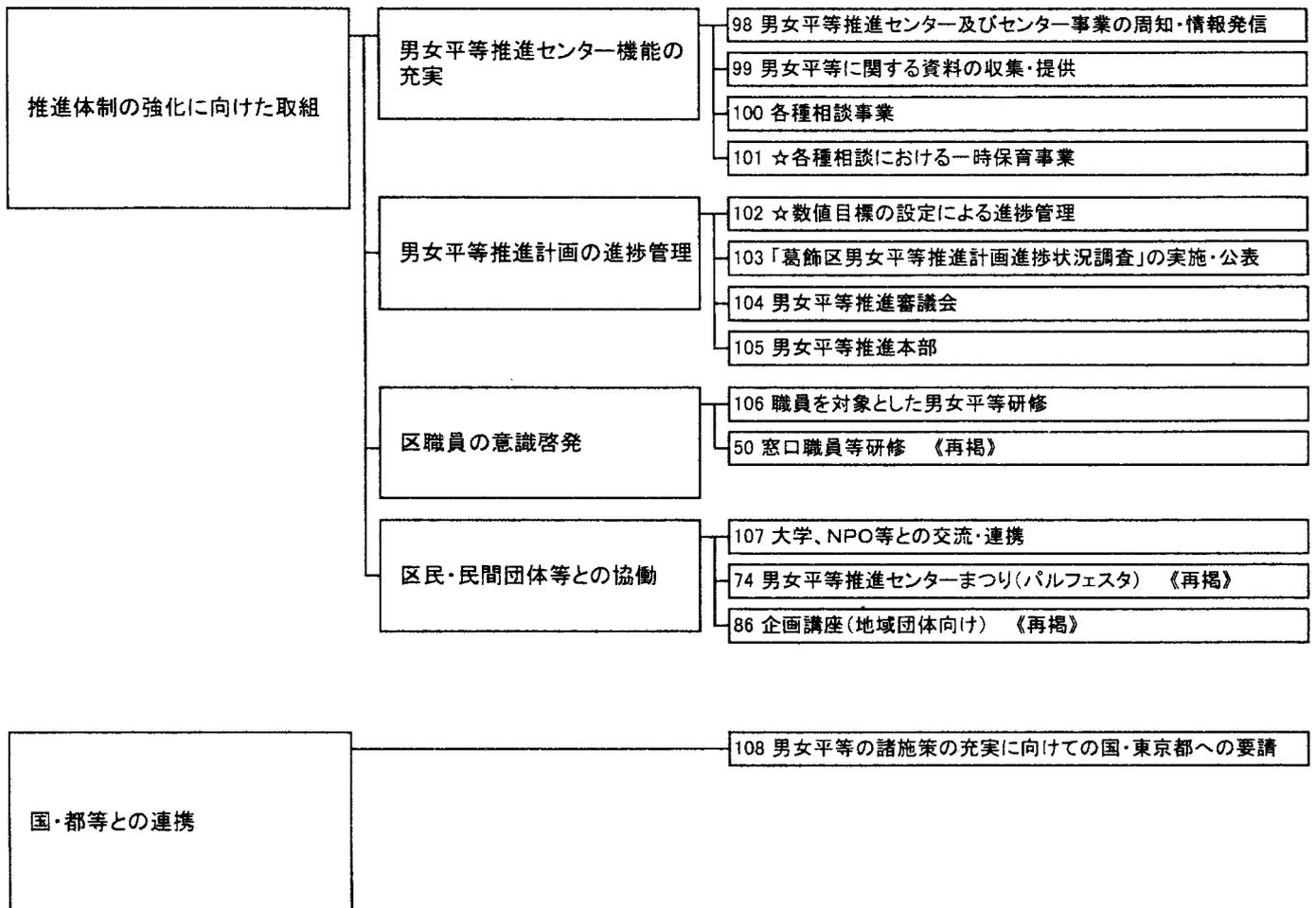


## ○課題2 あらゆる分野への男女の参画促進



# 計画の推進 男女平等推進のために

☆=新規事業



## 計 画 事 業 一 覧

	事業名	所管課	事業内容
1	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、各種印刷物の発行や催事・イベントにおける啓発活動を行います。
2	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会	人権推進課	各年齢層に応じた女性のライフプラン作りや、少子高齢化社会の対応に向けた知識・情報を提供するための講座・講演会を実施します。
3	葛飾区職員次世代育成支援計画 第二期(特定事業主行動計画)に基づく仕事と生活の調和の推進	人事課	男性の育児参加促進に向けた意識啓発や超過勤務縮減などに取組み、職員の意識改革を図ることにより、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
4	企業向け仕事と生活の調和応援事業	人権推進課	東京都中小企業両立支援推進助成金(平成25年度まで)の上乗せ助成を実施します。
5	企業向けセミナー	産業経済課 人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。
6	事業所向け啓発誌の発行	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスに関する取組や行政等による支援・相談体制の情報提供等の周知啓発のため、区内事業所向けに情報誌を発行します。
7	企画講座(企業向け)	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスを含めた男女平等に関する学習・講座開催を希望する事業所に対し、講座企画を提案し、開催・運営を支援します。
8	男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発	人権推進課	男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。
9	男性の家庭生活参画・ネットワークづくり支援	関係各課	男性の家庭生活参画を支援するため、各種講座や講演会を開催します。また、講座や父親向け事業への参加などをきっかけとした男性同士のネットワークづくりを支援します。
10	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課	ひとり親家庭等で日常生活において家事または育児等に支障を生じている場合に一定期間ホームヘルパーを派遣します。
11	保育園の多様な保育サービスの充実	子育て支援課 保育管理課	男女の仕事と子育ての両立支援のため、待機児童解消に向けた認可・認証保育所の設置等や、延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の実施により多様な保育ニーズに対応します。
12	学童保育クラブ事業の充実	子育て支援課	保護者の就労等の理由により、適切な監護を受けられない学童保育クラブ在籍児童の健全育成を図るため、私立学童保育クラブに経費の一部を助成し実施します。

	事業名	所管課	事業内容
13	在宅介護支援事業	高齢者支援課	在宅での自立生活を維持するための支援及び介護支援のための各種事業を実施し、性別に関係なく介護者の負担を軽減します。
14	介護サービスの適切な提供の推進	介護保険課	要介護・要支援高齢者とその家族が住み慣れた地域で、生活や仕事と介護の両立ができるよう、介護サービスの適切な提供を行います。
15	高齢者施設の整備支援	福祉管理課	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の整備を計画する事業者に対して、整備費の一部を助成し、整備を促進していきます。
16	しあわせサービス事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)	65歳以上の高齢者やひとり親家庭の児童等を対象に、区民の参加と協力を得て、有料で家事援助や簡単な介護サービスを提供する支え合いの事業を行います。
17	障害者の日中活動の支援	障害福祉課	障害者の日中活動を支援するため、障害者通所施設において、生活介護サービスや福祉的就労の場を提供していきます。
18	のびのびひろば事業	育成課	児童館において、乳幼児と保護者が遊びや活動を通じ親子のふれあいや保護者の仲間づくりを行います。保護者からの相談に応じたり、事業を実施することで子育てに対する不安の軽減と援助を行います。
19	子育て・育児グループの育成支援	子ども家庭支援課	同月齢児や多胎児など、多様な母親の育児グループに健康情報を提供し、育児問題への理解と解決方法を学ぶとともに、子育て中の親同士の仲間づくりを推奨します。
20	ファミリー・サポート・センター事業	育成課	サポート会員(子育てを支援する人)がファミリー会員(子育て支援を必要とする人)に対して、保育園の送迎や帰宅後の援助等、必要なサービスを提供します。
21	ショートステイ・トワイライトステイ事業	子ども家庭支援課	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、夜間保育や短期宿泊保育事業を行います。
22	子育て講座(家庭教育講座)	地域教育課	子育て中の保護者を対象に、子育てに関する知識を学び、参加者同士の交流を通じ、育児不安の軽減を図ることを目的として講座を実施します。父親の育児参加も促します。
23	家庭教育応援制度	地域教育課	乳幼児や小中学生の保護者団体、青少年育成団体、子どもの育成に関わる団体等が、家庭教育に関する学習会を行う際の講師を派遣します。
24	資格取得支援	産業経済課	女性の社会進出やキャリア向上を目的に、国家資格・民間資格取得のための講座を開催します。

	事業名	所管課	事業内容
25	再就職講座	人権推進課	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報をさまざまな角度から提供し、再就職に役立つ講座や講演会を実施します。
26	【新規】 女性のためのしごと相談	人権推進課	女性を対象とした再就職・起業、セクハラ・パワハラなど職場での悩みに対して、キャリアカウンセラーが相談に応じます。
27	母子家庭の母の就労支援事業	子育て支援課	母子家庭の母の経済的自立に向け、就職に有利な資格取得の促進や専門職員が作成する個別プログラムを活用した就労支援を行います。
28	企業・区民向け情報誌等による啓発及び雇用促進事業	産業経済課	区内産業の活性化を図るため、雇用・労働に関する各種情報を提供します。情報提供にあたっては、男女間の雇用格差が生じないように留意します。
29	開業セミナー	産業経済課	性別に関わりなく開業を目指す区民を対象に、開業セミナー（初級コース及び実践コース）を開催します。女性または夫婦で安心して参加できるよう、託児所を設けます。
30	障害者就労支援事業	障害福祉課	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるように支援することにより、障害者の自立と社会参加を一層促進します。
31	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進	人権推進課	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、DV講演会の開催をはじめ、パープルリボン・啓発カード等の配布やパネル展示などの啓発活動を行います。
32	若年層に向けた啓発	人権推進課	将来の男女関係や人権意識について、若年層を対象とした啓発強化のため、「デートDV(交際相手間の暴力)」のパンフレット等の配布や講座等を実施します。
33	配偶者暴力防止に関する冊子・パンフレットの作成・配布	人権推進課	配偶者暴力防止に関するパンフレット等を作成し、さらなる啓発を図ります。
34	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援課	児童虐待の再発防止、要保護児童の早期発見、早期援助のために、実務者会議を定期的に行い、関係機関の円滑な連携・協力体制をつくります。
35	医療・福祉関係者等への早期発見に向けた周知・啓発	人権推進課	保健、福祉に関する業務に従事するDVを発見しやすい立場の職員に対し、DVに対する意識啓発と対応に係る実務的な情報提供を行います。
36	配偶者暴力相談窓口周知の拡充	人権推進課	被害者が早期に相談して、さまざまな支援情報が得られるよう、区の相談窓口周知カードを発行し、配布・設置場所の拡充を図ります。

	事業名	所管課	事業内容
37	女性に対する暴力相談(DV相談)	人権推進課	暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じます。必要に応じて同伴児童の保育など相談の充実を図ります。
38	婦人相談	東西生活課	日常生活を営む上で問題を有する女性や配偶者暴力被害女性について広く相談を受け、婦人相談所等関係機関と連携しながら、必要な保護を図り、自立に向けた支援を行います。
39	母子相談	子育て支援課	配偶者等からの暴力により被害を受けた母子に対し、心身の健康状態・生活状況・経済面等を聴き取り、助言・支援します。
40	24時間電話相談(高齢者虐待防止ネットワーク事業)	高齢者支援課	介護ストレスや、介護の相談など、また虐待に関する相談を受けることにより、高齢者虐待の早期発見、養護者(介護者)のレスパイトケアに取り組みます。
41	外国人生活相談	文化国際課	外国人区民の日常生活全般や各種手続き、制度に関する相談を行います。配偶者等からの暴力被害に対しては、関係機関と連携を図り対応します。
42	【新規】 DV被害者グループカウンセリング	人権推進課	「ばるかふえ」の活動からDV被害者が安心して語り合える自助グループの形成を目指し、グループカウンセリングや自己回復につながる活動を行います。
43	【新規】 配偶者暴力相談支援センター機能の検討・整備	人権推進課	平成19年のDV法一部改正による「配偶者暴力相談支援センター」設置の市町村努力義務を受け、配偶者暴力相談支援センター機能の検討・整備を行います。
44	被害者情報の適切な取り扱い	関係各課	各課が保有する被害者に関する情報について、被害者保護の立場から管理を徹底するとともに、加害者からの問い合わせ等に対して、関係する全職員が統一した対応を行います。
45	住民基本台帳事務における支援措置	戸籍住民課	DV等の被害者からの申請を受け、加害者から被害者の住民票及び戸籍の附票の写しの交付並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求があった場合、原則として拒否します。
46	都営住宅優遇抽選の情報提供	住環境整備課	都営住宅募集に際して優遇抽選制度の情報提供を行い、住宅に困っている家庭を支援します。
47	母子の生活再建に向けた支援	子育て支援課	配偶者等からの暴力により被害を受けた母子に対し、住まい・生活費・離婚・子の保育園入所や転校手続きなど、生活再建に向けた様々な支援を行います。
48	DV関係機関との連携会議の運営	人権推進課	被害者支援に関わる所管課及び警察・病院等との連絡会議を開催し、被害者保護や自立のための連携を強化します。

	事業名	所管課	事業内容
49	窓口職員等研修	人権推進課	配偶者暴力に関する正しい認識と二次被害防止のため、被害者支援に従事する職員や福祉職、窓口職員に限らず、全職員を対象としたDV関連研修の充実を図ります。
50	【新規】 民間グループの育成・支援	人権推進課	被害者への支援を目的とした民間グループの育成及び支援を行います。
51	高齢者虐待防止ネットワーク事業	高齢者支援課	高齢者の尊厳の保持の観点から、地域包括支援センターを中心に、区及び地域の関係機関等の連携により、高齢者虐待防止ネットワークの形成及びその運用を行います。
52	さまざまな暴力防止に向けた講座・講演会	人権推進課	男女がともに人権を尊重しあえるよう、さまざまな暴力の防止に関する講座や講演会を開催し、暴力防止の啓発を行います。
53	人権啓発紙による啓発	人権推進課	全戸配布の人権啓発紙において、交際相手や家族間の暴力、性暴力、セクハラ・パワハラなど職場における暴力の根絶に向けた啓発記事の掲載や情報提供などを行います。
54	【新規】 犯罪被害者支援のための取組	人権推進課	性暴力をはじめとした、犯罪被害者に対する二次被害防止のための周知・啓発等の活動及び犯罪被害者支援に関する事業の検討を行います。
55	ハラスメント相談・苦情処理委員会	人事課	セクシュアル・ハラスメントだけでなくパワー・ハラスメントにも対象を拡大し、問題解決、再発防止、抑止力としての委員会及び相談員を常設します。
56	「性と生殖に関する健康と権利」に関する事業	人権推進課	生涯にわたる女性の健康づくりや女性特有の健康問題、また、生殖に関して女性が主体的に考え自己決定を行うことなどについての情報提供や講座・講演会を行います。
57	児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進	指導室	児童・生徒等が生命・人間尊重、男女平等に基づく正しい異性観をもち、意思決定能力を身に付け、望ましい行動が取れるよう、発達段階に応じた適正な性教育を推進します。
58	エイズ・性感染症対策の充実	保健予防課	正しい知識の普及啓発によりエイズ・性感染症予防の充実を図ります。また、若年者の感染拡大予防のため、エイズ即日検査の実施及び性感染症予防教育を行います。
59	乳がん検診	健康推進課	30歳以上の女性を対象に、生まれ年(奇数・偶数)により隔年で乳がん検診を実施します。区内指定医療機関で視触診検査を受診できます。
60	子宮がん検診	健康推進課	20歳以上の女性を対象に子宮頸がん検診を実施します。最近6か月以内に不正出血等がある方には体がん検診も実施します。区内指定医療機関で受診できます。

	事業名	所管課	事業内容
85	能力発揮のための講座・講演会	人権推進課	育児経験等を職業スキルとして発展させる再就職・職業能力向上、コミュニケーション能力向上、多様な価値観の受容と自尊感情の確立、のための講座・講演会を開催します。
86	企画講座(地域団体向け)	人権推進課	地域での男女平等の意識づくりを進めるため、男女平等に関する学習・講座開催を希望する地域団体に対し、希望に応じた講座企画を提案し、開催・運営を支援します。
87	審議会等への女性の積極的な登用	関係各課	区の審議会・委員会等への女性の登用について、所管する各課において積極的に取り組み、女性の参画比率を30%以上にします。
88	「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進	人権推進課	政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための指針を活用し、審議会等委員の改選時をとらえ、女性の参画をより積極的に働きかけます。
89	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表	人権推進課	政策・方針決定過程にかかる審議会等委員について、女性委員の参画率を調査し、その結果を公表します。
90	区職員が昇任し活躍できる職場環境づくり	人材育成課	仕事の進め方を変えることで業務効率を高め、ワークライフバランスの取れた業務遂行を実現し、男性も女性も安心して昇任し活躍できる職場環境をつくります。
91	【新規】 地域の場における女性の参画調査	人権推進課	自治町会をはじめ、NPOやボランティア団体など地域で活躍している団体における役職などへの女性の参画状況について、調査を行い公表します。
92	高齢者クラブへの女性の参画の働きかけ	高齢者支援課	高齢者クラブ役員への女性の登用を呼びかけます。
93	地域活動への女性の参画の働きかけ	地域振興課	女性の地域活動への参画を促進するとともに、地域活動の活性化を図るため、女性が参画しやすい環境づくりや啓発を図ります。
94	ボランティア活動推進事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)	社会貢献活動にとどまらず、より広がりをもった地域社会への参加や自己実現など、活動の動機や形態の多様化に伴い、さまざまなボランティア活動の支援を行います。
95	シニアボランティア養成講座	高齢者支援課	シニア世代が地域で生きがいを感じながら活動できるよう、社会参加のきっかけとなる講座を開催します。
96	市民活動参画に向けた相談・情報提供	地域振興課	男女がともに市民活動に参加するための普及啓発や相談・情報提供など、市民活動への参画を支援します。

	事業名	所管課	事業内容
97	介護予防地域パワー養成事業	高齢者支援課	介護予防事業の推進強化のために、地域において区民が主体的に取り組んでいけるよう、高齢者クラブや自治会等の団体を支援するボランティアを養成していきます。
98	男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信	人権推進課	人権や男女平等に関する啓発誌の発行、インターネットによる広報等を通じて、男女平等や男女共同参画の意識づくりを推進します。
99	男女平等に関する資料の収集・提供	人権推進課	図書資料室や関係機関との連携によって、男女平等・人権に関する情報や資料を収集し提供します。
100	各種相談事業	人権推進課	女性のさまざまな悩みに対して弁護士やカウンセラーが相談に応じます。男性の悩みごとについても、電話相談を行います。
101	【新規】 各種相談における一時保育事業	人権推進課	男女平等推進センターで行っている女性のための各種相談を気軽に利用できるよう、相談時間中の一時保育を実施します。
102	【新規】 数値目標の設定による進捗管理	人権推進課	課題ごとに数値目標を設定することで、より具体的に進捗状況の管理を行い、計画を推進します。
103	「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表	人権推進課	本計画の推進状況を毎年調査し、結果を区ホームページ等で公表します。
104	男女平等推進審議会	人権推進課	学識経験者や公募区民等による男女平等推進審議会において、計画の進捗状況を評価し、計画の推進が図れるよう努めます。
105	男女平等推進本部	人権推進課	男女平等推進計画の推進を図るため設置された庁内組織である推進本部を運営し、全庁を挙げて取組を進めています。
106	職員を対象とした男女平等研修	人材育成課	昇任時の職層研修及び組織係長着任時の研修において、男女平等を含む人権推進に関する科目を実施します。
107	大学、NPO等との交流・連携	人権推進課	大学、NPOなど地域の多様な主体と協働し、男女平等の大切さについての普及・啓発を進めます。
108	男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請	人権推進課	区の権限を超える法の整備や諸制度の充実について、国や東京都へ要請します。また、他自治体や関係機関と積極的に連携を図り、施策の推進に取り組みます。

## 5 課題ごとの数値目標

※第4次計画の中間年度に見直すこととする。

	課題	指標	現状値	計画期間中の目標値
目標1	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 (「内容まで知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計)	平成22年度 34.1%	平成27年度 50%以上
		「とうきょう次世代サポート企業」に登録している葛飾区の事業所数	平成22年度 31社	平成25年度 150社
	2 多様な働き方を支援する環境の整備	男性の『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』とする理想と現実の差	平成22年度 15.4%	平成27年度 10%
		認可・認証保育所、家庭福祉員における0～2歳児の定員数	平成21年度 3,524人	平成26年度 3,889人
目標2	1 あらゆる暴力の根絶	DV被害にあった女性が「相談した」という割合	平成22年度 42.2%	平成27年度 60%
		周知・啓発を目的としたパンフレット及び啓発カードを新たに作成・発行(若年層対象のデートDV防止・一般区民対象のDV防止)	—	平成28年度 5種類
目標2	2 お互いの性の尊重と健康支援	健康づくりに取り組んでいる人の割合	平成22年 68.4%	平成27年度 70.0%
		がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺)受診率の平均	平成21年度 16.3%	平成24年度 21.1%
目標3	1 男女平等意識の確立	男女平等社会の進捗で「十分平等になってきている」「かなり平等になってきている」と思う人の割合(合計)	平成22年度 31.3%	平成27年度 40%
		「男女の共同参画が進んでいる」と思う人の割合	平成22年度 52.0%	平成27年度 54%
	2 あらゆる分野への男女の参画促進	男女平等推進センター(ウィメンズパル)の認知度	平成22年度 46.3%	平成27年度 65%
		審議会等の女性委員の割合	平成22年度末 24.4%	平成28年度 30%以上

# 葛飾区男女平等推進条例

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条－第6条）

#### 第2章 男女平等推進施策（第7条・第8条）

#### 第3章 男女平等推進審議会（第9条－第14条）

#### 第4章 男女平等苦情調整委員会（第15条－第22条）

#### 第5章 雑則（第23条）

### 付則

私たちは、すべての年代において、性による差別を受けることなく、女性も男性も多様な生き方を選択し、協力し合い、豊かな家庭生活や社会生活を営むことができる地域社会の実現を願っている。

もとより、個人の尊厳と法の下での平等は、日本国憲法で保障されているところである。また、世界人権宣言及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約も、性による差別を禁止している。

これらを受けて、わが国においては、男女差別を禁止する種々の法律が制定され、法律上は、男女の平等が保障されている。また、葛飾区においては、男女平等社会実現かつしかプランを策定し、積極的に男女平等社会を推進するための施策に取り組んできたところである。しかし、今なお、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的な制度や慣行が残されており、そのために、人としての尊厳を保ちつつ、自らの選択に基づく多様な生き方を追求することが阻害されている状況がある。

ここに私たちは、男女が、生まれながらに持つ身体の違いを認めつつも、互いに人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合う男女平等社会の実現を図るため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、男女平等社会の推進に関し、基本理念を定め、葛飾区（以下「区」という。）、区民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、区の基本的な施策を定めることにより、すべての区民が、多様な生き方を選択し、協力し合い、豊かな家庭生

(推進計画)

第8条 区長は、男女平等推進施策を総合的に進めるための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、推進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、区民及び事業者等の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるとともに、葛飾区男女平等推進審議会に諮問しなければならない。

3 区長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

4 区長は、推進計画の進捗<sup>ちよく</sup>状況について、毎年1回、葛飾区男女平等推進審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

### 第3章 男女平等推進審議会

(設置)

第9条 男女平等推進施策を推進するため、区長の附属機関として、葛飾区男女平等推進審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

(職務)

第10条 審議会は、区長の諮問に応じ、男女平等推進施策に関する重要な事項及び推進計画の策定又は変更について審議し、答申する。

2 審議会は、区長の求めに応じ、男女平等推進施策に関する事項及び推進計画の進捗<sup>ちよく</sup>状況について、意見を述べることができる。

3 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(組織)

第11条 審議会は、区長が任命する委員17人以内をもって組織する。

(任期)

第12条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第13条 審議会の会議は、公開とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 第4章 男女平等苦情調整委員会

(設置)

第15条 男女平等社会の推進を阻害する事項に関し区民から申立てのあった苦情（次条において「苦情」という。）を適正に処理するため、区長の附属機関として、葛飾区男女平等苦情調整委員会（以下この章において「苦情調整委員会」という。）を置く。

(職務等)

第16条 苦情調整委員会は、区長の求めに応じ、苦情について調査し、審議し、必要があると認めるときは、当該苦情に関係するものに対し助言又は是正の要望その他の措置を講ずるように区長に意見を述べることができる。

2 苦情調整委員会は、男女平等社会の推進を阻害する状況があると認めるときは、区長の求めがない場合においても、調査し、審議し、意見を述べることができる。

3 苦情調整委員会は、調査又は審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

4 区長は、第1項の規定により調査及び審議を求めたか否かにかかわらず、苦情の内容及びその処理について、苦情調整委員会に報告するものとする。

(任命)

第17条 苦情調整委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、3人以内とし、人格が高潔で社会的信望が厚く、男女平等社会の推進に関し優れた識見を有する者のうちから区長が任命する。

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第19条 区長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解

任することができる。

2 委員は、前項の規定による場合を除いては、その意に反して解任されることがない。

(会議)

第20条 苦情調整委員会の会議は、非公開とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第21条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3章及び第4章の規定は、葛飾区規則で定める日から施行する。